

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成22年1月1日
(第8期)	至	平成22年12月31日

カルナバイオサイエンス株式会社

第 8 期（自平成22年 1 月 1 日 至平成22年12月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第 1 項に基づく有価証券報告書を、同法第 27条の30の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

カルナバイオサイエンス株式会社

目 次

頁

第 8 期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	12
5 【従業員の状況】	12
第 2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第 3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第 4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	68
3 【配当政策】	69
4 【株価の推移】	69
5 【役員の状況】	70
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	71
第 5 【経理の状況】	83
1 【連結財務諸表等】	84
2 【財務諸表等】	126
第 6 【提出会社の株式事務の概要】	145
第 7 【提出会社の参考情報】	146
1 【提出会社の親会社等の情報】	146
2 【その他の参考情報】	146
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	147

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年3月24日
【事業年度】	第8期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野公一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 相川法男
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
【電話番号】	078-302-7039(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 相川法男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	—	—	499,570	687,013	571,800
経常損失 (△) (千円)	—	—	△346,614	△349,791	△370,026
当期純損失 (△) (千円)	—	—	△503,039	△315,397	△397,107
純資産額 (千円)	—	—	1,789,195	1,801,264	1,365,466
総資産額 (千円)	—	—	2,070,801	2,043,910	1,656,196
1株当たり純資産額 (円)	—	—	33,587.30	30,680.71	23,257.82
1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	—	—	△9,814.39	△5,873.72	△6,763.89
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	86.4	88.1	82.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△267,673	△419,603	△309,950
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△313,874	83,864	△45,254
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	813,102	392,824	38,858
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	1,432,132	1,490,716	1,173,176
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— 〔—〕	— 〔—〕	46 〔3〕	48 〔2〕	48 〔—〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第6期より連結財務諸表を作成しておりますので、第5期以前については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	405,002	513,922	483,245	633,776	531,970
経常損失 (△) (千円)	△269,771	△158,861	△333,790	△355,688	△352,483
当期純損失 (△) (千円)	△332,956	△179,829	△490,215	△321,294	△379,565
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,521,700	1,521,700	1,964,570	2,125,632	2,125,632
発行済株式総数 (株)	44,490	44,490	53,270	58,710	58,710
純資産額 (千円)	1,652,888	1,435,920	1,807,202	1,812,970	1,397,549
総資産額 (千円)	1,938,577	1,622,375	2,089,358	2,053,957	1,687,285
1株当たり純資産額 (円)	37,151.91	32,275.11	33,925.33	30,880.10	23,804.28
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	△7,856.17	△4,042.02	△9,564.20	△5,983.55	△6,465.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.3	88.5	86.5	88.3	82.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△181,498	△192,603	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△86,383	△66,228	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,521,701	△50,000	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,509,014	1,201,029	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	32 〔2〕	39 〔3〕	45 〔3〕	46 〔2〕	46 〔—〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第4期及び第5期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 【沿革】

(1) 当社設立の経緯

平成11年4月にオランダの製薬企業 Organon N.V.（以下、「N.V. オルガノン」）は、鐘紡株式会社より新薬事業の営業譲渡を受け、この中の研究部門が母体となり、同社の日本法人である日本オルガノン株式会社（以下、「日本オルガノン」）内に医薬研究所が開設されました。当該研究所は、平成13年よりキナーゼ(*)に特化して、新規キナーゼ探索、遺伝子クローニング(*)、キナーゼの発現、キナーゼアッセイ系構築を行ってきました。ところがその後、N.V. オルガノンは、主力製品の特許切れにより業績に陰りが見えたため、全世界的なリストラを開始し、その結果、平成14年11月には日本オルガノンの医薬研究所の存続が不透明となったため、当時の日本オルガノンの医薬研究所の幹部である当社創業メンバーは、医薬品のターゲットとしてキナーゼ(*)が高い注目を集めていることから、キナーゼ関連の創薬及び創薬支援事業には大きなビジネスチャンスがあると判断し、日本オルガノンから分離・独立してバイオベンチャーを設立することを日本オルガノン及びN.V. オルガノンに打診し、話し合いの結果、平成15年4月にカルナバイオサイエンス株式会社を設立しました。

(2) 当社社名の由来

当社の社名である「カルナ (Carna)」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を働かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス (Bioscience)」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ (Carna) =人間の健康を守る女神」でありたいと思っています。

年月	概要
平成15年 4月	日本オルガノン株式会社をスピンオフし、兵庫県神戸市にキナーゼ(*)に特化した創薬支援事業及び創薬事業の展開を目的として、カルナバイオサイエンス株式会社（資本金10百万円）を設立
平成15年 10月	神戸国際ビジネスセンター（KIBC）にて業務を開始
平成16年 8月	神戸バイオメディカル創造センター（BMA）に研究室を新規開設し、低分子化合物の初期評価を行うための動物実験を開始
平成19年 10月	創薬研究(*)の更なる加速を目的として、神戸健康産業開発センター（HI-DEC）に化学実験施設を新規開設
平成20年 3月	ジャスダック証券取引所NEOに株式を上場
平成20年 4月	CarnaBio USA, Inc. をアメリカ合衆国マサチューセッツ州に設立（現 連結子会社）
平成20年 12月	神戸バイオメディカル創造センターに本社及び研究所（以下、「本社」、「BMAラボ」という。）を移転集約
平成22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、大阪証券取引所（NEO市場）に株式を上場
平成22年 10月	大阪証券取引所へラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

3 【事業の内容】

(1) 事業の背景

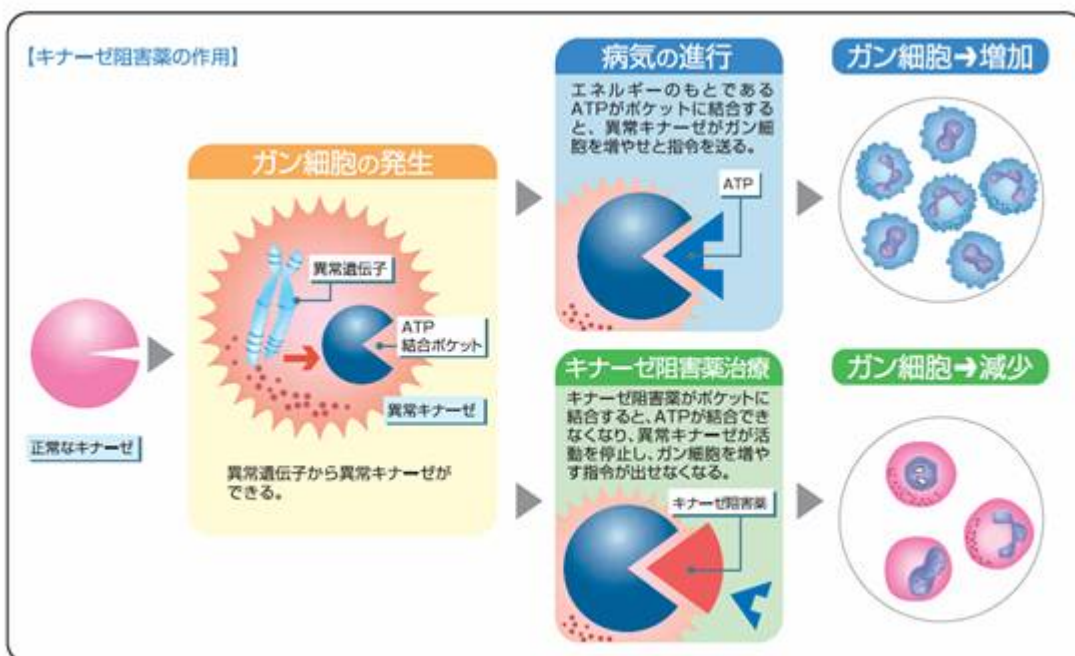
①キナーゼについて

人がガン、炎症、リウマチなどの病気になると、体の中では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼ(*)に焦点をあてて研究開発を行っております。

②キナーゼ阻害薬の活躍

ガン、炎症、リウマチなどの増殖性疾患では、ある特定の細胞のキナーゼ(*)が異常な増殖や分裂を引き起こしていることが明らかになっていました。しかしながら、キナーゼ(*)は細胞の機能維持において大変重要な働きを担っているため、キナーゼを阻害する薬は副作用が強いのではないかと懸念されていました。

その流れを変えたのが、平成13年に米国で販売が開始されたBCR-ABLチロシンキナーゼを阻害する慢性骨髄性白血病治療薬のGleevec® (一般名：Imatinib mesylate、製造販売元：Novartis AG)の成功です。この成功により、特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効な分子標的治療薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、Tarceva® (一般名：Erlotinib、製造販売元：OSI Pharmaceutical Inc.・Genentech, Inc.、EGFRチロシンキナーゼ阻害薬)、Nexavar® (一般名：Sorafenib tosylate、製造販売元：Bayer AG・Onyx Pharmaceuticals, Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬)、Sutent® (一般名：Sunitinib malate、製造販売元：Pfizer Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬)及びSprycel® (一般名：Dasatinib、製造販売元：Bristol-Myers Squibb, Co.、BCR-ABL及びSRCファミリーチロシンキナーゼのデュアル阻害薬)と続々と大型のキナーゼ阻害薬(*)が誕生しており、これらは効果的かつ副作用が少ないという特徴をもっています。また、現在では、多数のキナーゼ阻害薬(*)が臨床試験に入っております。



(注) 図中のATP(*)については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾の用語解説をご参照願います。

(2) 事業内容

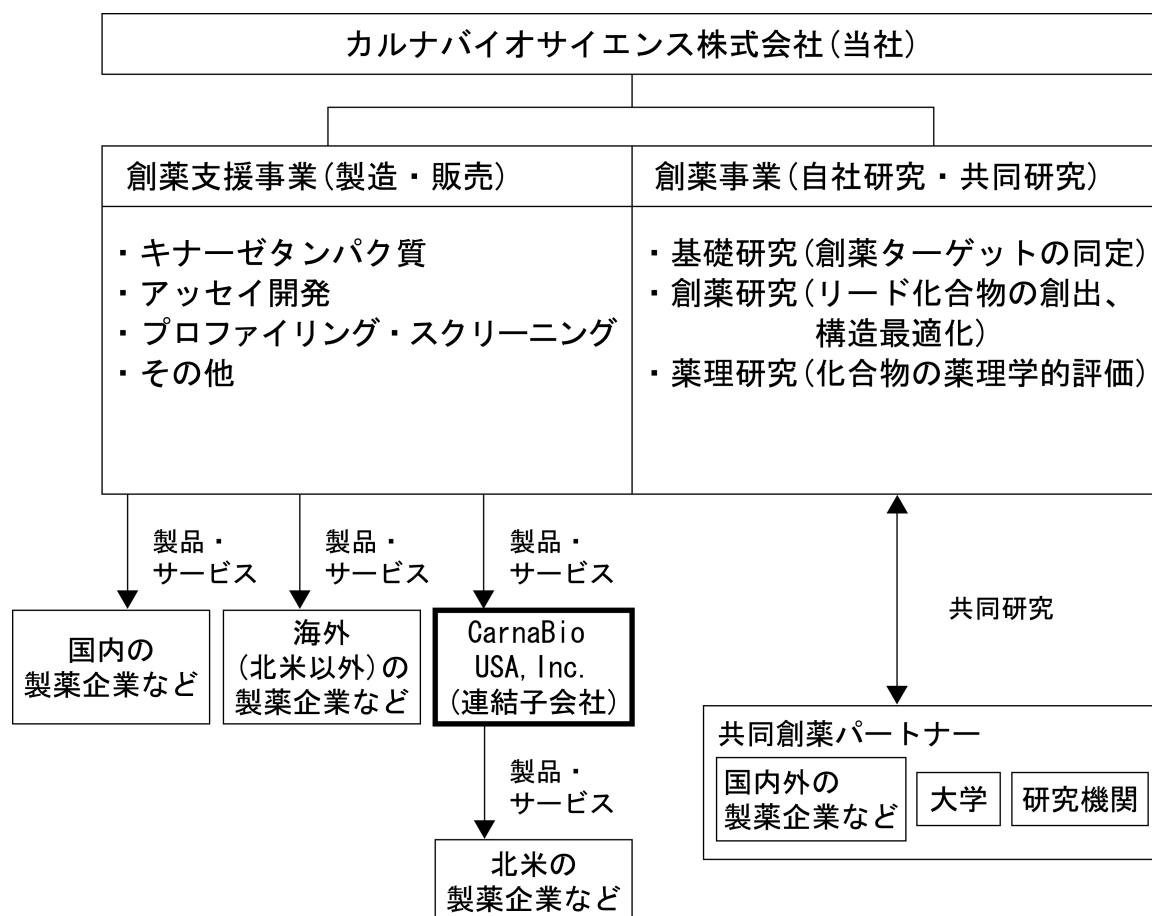
当社グループは、当社（カルナバイオサイエンス株式会社）及び連結子会社（CarnaBio USA, Inc.）により構成されており、「創薬支援事業」及び「創薬事業」を主たる2つの事業として手掛けております。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

区分	事業内容	主要な会社
創薬支援事業	創薬支援事業は、製薬企業や大学等の研究機関で実施される創薬研究(*)を支援するための製品・サービスを提供することによって収入を獲得する事業です。具体的には、キナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)において用いられるキナーゼタンパク質(*), キナーゼ(*)のアッセイ(*)キットを販売しております。更に、製薬企業等が所有する化合物(*)に対するキナーゼプロファイリング及びスクリーニング(*)等の実施やキナーゼ(*)のアッセイ(*)開発等の業務を受託しております。	当社、CarnaBio USA, Inc.
創薬事業	主に、当社の創薬研究(*)の成果物である知的財産を活用した、ライセンスやロイヤリティ等による収入及び共同研究等による収入を獲得する事業です。自社及び共同でキナーゼ阻害薬(*)の基礎研究及び、創薬研究(*)を行っております。	当社

製薬企業が新薬を研究・開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として承認申請を行い、国の許可を得るまでの過程を「創薬」といいます。当社グループは、この「創薬」の中でも、特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、「創薬支援事業」及び「創薬事業」を展開していることが特徴です。

当社グループの事業内容の系統図は以下の通りです。



①創薬支援事業

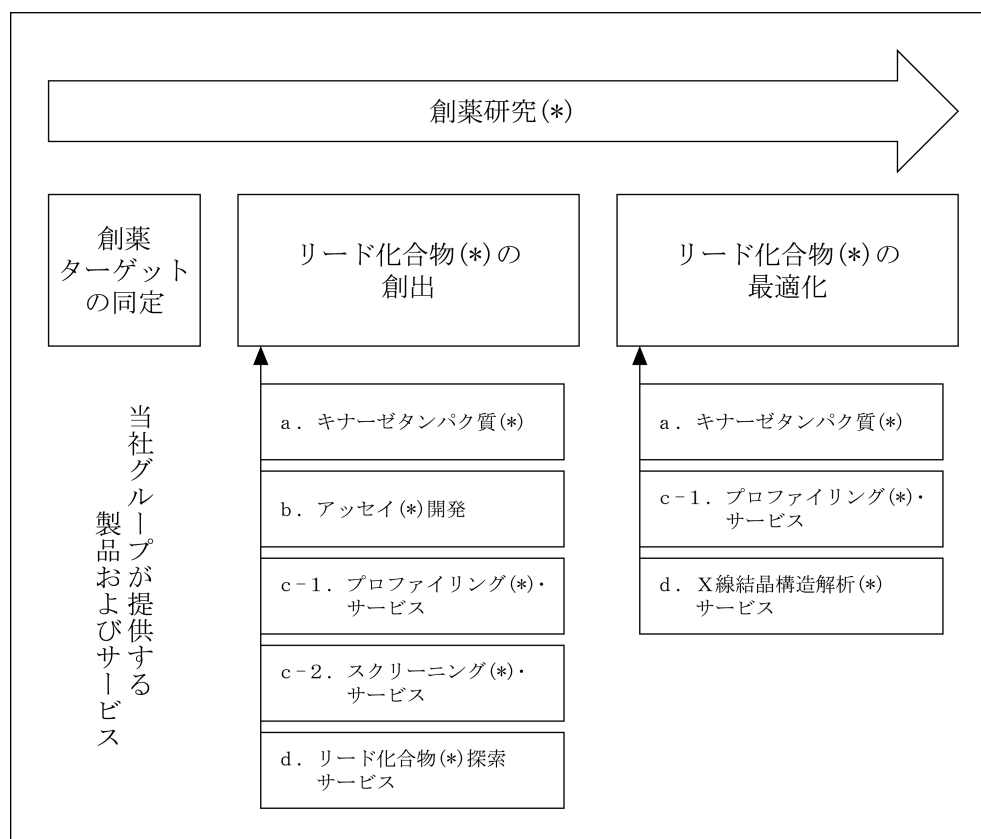
当社グループは製薬企業や研究機関に対して、キナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)プロセスにおいて必要な技術、いわゆる「創薬基盤技術」を提供し、創薬活動を支援する事業を展開しております。特に、創薬研究(*)プロセスの初期から前臨床試験までの研究段階（新薬候補となる新規物質の創製及び絞り込み）に焦点を当て、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮などの効率化に寄与する製品を提供することにより新薬の開発に貢献しております。

キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、1) 創薬ターゲットの同定、2) スクリーニング(*)及びリード化合物(*)の創出、3) リード化合物の最適化(*)といった段階を経て、前臨床試験及びその後の臨床試験へと進みますが、当社グループの創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下の製品及びサービスを提供しております。

- a. キナーゼタンパク質(*)
- b. アッセイ(*)開発
- c. プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス
- d. その他（X線結晶構造解析(*)サービス、及びセルベースチロシンキナーゼアッセイサービス等）

製薬企業が創薬競争に勝つためには、他社に先駆けて新薬を開発する必要があります。製薬企業が創薬のスピードアップを図るには積極的に外部のリソースを活用することが重要であるといわれており、アッセイ(*)系構築、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)、X線結晶構造解析(*)をアウトソースする企業が増加するものと当社は予想しております。

＜創薬研究プロセス及び当社グループ創薬支援事業の事業領域＞



a. キナーゼタンパク質

当社グループは、平成22年12月末時点で339種類のキナーゼタンパク質(*)（活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼ及び非活性ミュータントキナーゼを除く）を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*)用グレード及び結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質を取り揃えており、少量（5 µg）から大量（mgレベル）まで幅広く供給できる体制を整えています。更に、表面プラズモン共鳴 (SPR) (*)やバイオレイヤー干渉法 (BLI) (*)といった物質間の相互作用を評価する系（解析機器）で利用可能なビオチン化キナーゼタンパク質についても23種類を販売しております。

平成22年12月末現在、110種類のチロシンキナーゼ（うち30種類は活性ミュータントキナーゼ）、276種類のセリン/スレオニンキナーゼ（うち3種類は活性ミュータントキナーゼ）及び4種類のリピッド（脂質）キナーゼ、並びに7種類の非活性キナーゼ及び7種類の非活性ミュータントキナーゼについて、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社グループは、顧客ニーズに合致した高品質のキナーゼタンパク質(*)を製造・販売することを方針としております。

b. アッセイ開発

当社グループは、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼ(*)の発現、基質(*)探索及びアッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有しており、これにより平成22年12月末時点で311種類のキナーゼのアッセイ系の構築に対応できる体制を擁しております。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単にヒトの遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取ってくることは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼ(*)を取得するには、組み換え（リコンビナント）タンパク質(*)の構造、発現細胞の選択及びその培養方法、キナーゼの高純度精製技術などがノウハウとして必要となります。キナーゼ(*)の活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質ライブラリーを用い、個々のキナーゼに対する基質を探索した結果が蓄積されています。

当社グループが行なうアッセイ(*)開発は、当社で製造したキナーゼタンパク質(*)、それに適合した基質(*)、アッセイバッファー（希釈液）及びプロトコル（手順書）を一式にしたキナーゼ活性測定キット（アッセイキット）の販売と、顧客の要望に応じてオーダーメイドでアッセイ系を構築するサービスから構成されております。

c-1. プロファイリングサービス

リード化合物の最適化(*)の段階では、副作用の少ない新薬を開発するために正常な他のキナーゼ(*)に影響を与えず、目的とする特定のキナーゼのみを阻害する化合物(*)を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼ(*)に対し、網羅的に阻害活性を測定する方法(プロファイリング(*))が最適の方法と考えられます。

当社グループはガンや炎症等に影響を与えていると言われているキナーゼ(*)の多くを保有しており、平成22年12月末時点で311種類のキナーゼについてプロファイリング(*)が可能であり、更に161種類のキナーゼについては、より生体内に近いATP(*)濃度である1 mMでのプロファイリングが可能です。このため、顧客である製薬企業は選択性の高い化合物(*)を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼ(*)の種類を選ぶ手間を省くためQuickScout®パネル (MAPキナーゼ(*)カスケードのキナーゼ30種類をあらかじめ選択したプロファイリング(*)パネル等4種類のプロファイリングパネル)を用意しています。顧客より化合物(*)を預かり、キナーゼ(*)に対する阻害率の測定、50%阻害濃度(IC50値)の測定を行い、結果を報告するサービスを展開しております。当社グループのサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリング(*)が可能となり、顧客にとっては副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能となります。

当社グループは、プロファイリング(*)及び後述のスクリーニング(*)を行うためにCaliper Life Sciences, Inc. (米国、以下、「キャリパーライフサイエンス社」という。)のアッセイ(*)機器 (LabChip™3000) を使用しております。

c-2. スクリーニングサービス

スクリーニング(*)とは、顧客から化合物(*)を預かり、当社グループにて構築したアッセイ(*)系を用いて特定のキナーゼ(*)に対するスクリーニングを実施した結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物の中からヒット化合物(*)を探索する過程で用いられる大規模アッセイ (ハイスループットスクリーニング (HTS) (*)) を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*)なアッセイ(*)系構築のノウハウが必要です。また、キナーゼ(*)の活性測定に用いられることが多い放射性同位体(*)を使わないということも環境面で重要です。

当社グループは、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼタンパク質(*)発現、基質(*)探索、アッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有し、平成22年12月末時点で311種類のキナーゼのアッセイ系の構築に成功しており、これらアッセイ系を用いて顧客から預かった化合物(*)のキナーゼに対するスクリーニング(*)結果を報告するスクリーニングサービスを提供しております。また、当社グループで構築するアッセイ(*)系は環境面を考慮して、ホモジニアス(*)で且つ放射性同位体(*)を使わないアッセイ系を複数のプラットフォーム(*) (Mobility shift assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP™法(*)等) で構築し、スクリーニング(*)を実施しております。

d. その他

当社グループは平成21年6月にCreLux GmbH (ドイツ、クレラックス社) と販売代理店契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*)サービスを当社グループを通じて顧客に提供しております。また、当社グループは、平成22年9月にAdvanced Cellular Dynamics (米国、ACD社) と販売代理店契約を締結し、同社が開発したセルベースチロシンキナーゼアッセイパネルを用いたプロファイリング(*)サービス受託の代理店業務を開始しました。本サービスはヒトチロシンキナーゼを発現させた細胞を用いて、それぞれのチロシンキナーゼに対する化合物の阻害作用を明確にすることができるため、細胞内でのキナーゼ(*)阻害作用を研究するのに最適です。

創薬支援事業は、創薬事業を行なうための基盤技術を整備する事業でもあります。すなわち、キナーゼタンパク質(*), アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)等の創薬基盤技術は、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に必要不可欠であり、これらの技術力の高さは創薬能力の高さに繋がります。

②創薬事業

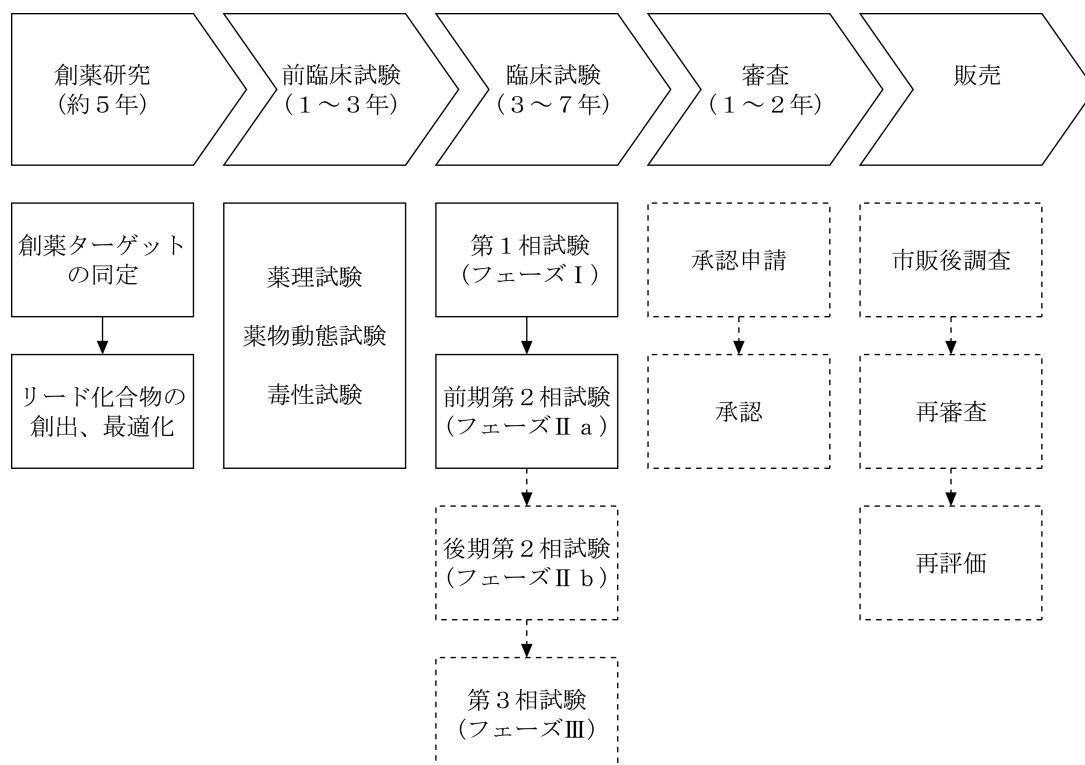
a. キナーゼ阻害薬研究

当社グループは創薬事業として、自社プロジェクトに加え、国内外製薬企業、大学及び研究機関とキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行っております。当社グループは前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、コスト負担の大きい後期第2相臨床試験（フェーズⅡb）以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業へ導出するモデルに基づき、創薬事業を行っております。つまり、当社グループは、前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）までのいずれかの段階までに創製した新薬候補化合物を製薬企業に導出することによって、ライセンス契約締結時に契約一時金、各試験に入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、新薬の上市后、新薬の売上や正味売上高に対する一定の割合をロイヤリティー収入として受取る収益モデルを想定しております。

なお、当社グループの創薬事業における進捗としましては、これまでの研究開発活動によって複数のリード化合物(*)の創出に至っており、その最適化に係る研究を実施している段階であります。

b. 新薬の研究開発プロセスについて

＜新薬の研究開発プロセス及び一般的な期間＞



※ 当社グループの創薬事業は、上表の実線部分を手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究

創薬研究(*)の初期では、疾患に関連すると予想される遺伝子やタンパク質を探索する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうることが確認されれば、そのターゲットに対してハイスループットスクリーニング (HTS) (*)を実施し、リード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物(*)は、試験管内でのターゲットに対する効果や疾患モデル動物の治療効果を評価し、化合物(*)構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する探索薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、新薬候補化合物を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は大きく薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に分類されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、新薬候補化合物が臨床試験に入れるか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討されます。

第1相試験(フェーズⅠ)は、同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズⅡa)及び後期(フェーズⅡb)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの開発を行い、新薬候補化合物の安全性、体内動態を確認後、製薬企業へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズⅢ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

③同一の創薬基盤技術で顧客の創薬研究の支援と自社の創薬研究を行うことについて

当社グループの創薬研究(*)は、顧客への創薬支援事業の基盤ともなっている創薬基盤技術を活用して進められます。創薬基盤技術そのものは、実験による評価システム、即ち「高品質なキナーゼ(*)を用いた、正確な実験による測定」を意味しますので、顧客の創薬研究(*)も、当社の創薬研究も、等しく便益を享受することには利益相反がありません。

しかしながら、一つの会社の中に自社の知的財産を創造する機能と、他社の知的財産の創造を支援する機能が共存していることは、顧客に対して顧客情報の秘匿性の確保についての懸念を与えかねません。

当社グループはプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの委託契約において、顧客からの委託を受けて行ったプロファイリング・スクリーニングの結果を用いた顧客の研究成果について、全て顧客に帰属する旨の契約を締結すると共に、顧客のデータを暗号化するなどして、社内においても全ての顧客情報の秘匿性を確保しており、情報セキュリティの確保に努めております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) CarnaBio USA, Inc.	米国 マサチューセッツ州	400千米ドル	創薬支援事業	100%	当社の製品・サービスの販売 役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. CarnaBio USA, Inc. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	137,353千円
	② 経常損失	11,768千円
	③ 当期純損失	11,768千円
	④ 純資産額	18,287千円
	⑤ 総資産額	39,252千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
創薬支援事業	21
創薬事業	18
全社（共通）	9
合計	48

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、経営管理本部等の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46	38.8	4.6	6,185

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、新興国における経済の高成長が世界経済を牽引し回復基調にあったものの、欧州の財政危機や米国の景気減速の懸念等から先行き不透明な状況で推移しました。わが国における経済状況も、一部に企業業績の改善等ゆるやかな景気回復の兆しがみられたものの、急激な円高の進行、デフレ基調の経済状況や雇用情勢の低迷等により先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する製薬業界においては、大手製薬企業における大型医薬品の特許切れが企業収益を圧迫するなか、新薬開発企業における有望な新薬候補パイプラインの獲得がより重要度を増しており、製薬業界における国際的な新薬開発競争や大手製薬企業によるバイオベンチャー企業の買収等が一段と激しくなっております。

このような状況下、当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業の積極的な営業展開、新商品の開発、創薬事業における研究開発、導出交渉等に取り組んでまいりました。

その結果、創薬支援事業においては、国内での販売が概ね計画通りに推移したものの、米国及び欧州では大手・中堅製薬企業再編に伴う予算執行の停滞や急激な円高、ドル安・ユーロ安等を背景に伸び悩んだことから、売上高は前連結会計年度に比べて減収となりましたが、販売費及び一般管理費の圧縮等により営業利益は増加いたしました。

創薬事業では、独立行政法人国立がん研究センター等との共同研究及び自社研究プロジェクト等を積極的に推進してまいりましたが、共同研究に伴う収入を計上するにとどまったため、売上高は前連結会計年度に比べ大幅に下回り、営業損益は赤字幅を拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は571,800千円（前連結会計年度比16.8%減）となりました。地域別の売上としては、国内売上高は345,901千円（前連結会計年度比18.9%減）、海外売上高は225,898千円（前連結会計年度比13.2%減）となりました。損益面につきましては、事業の効率化による経費節減に取り組んだ結果、営業損失398,185千円（前連結会計年度は344,278千円の損失）、経常損失370,026千円（前連結会計年度は349,791千円の損失）、当期純損失397,107千円（前連結会計年度は315,397千円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りです。

①創薬支援事業

キナーゼタンパク質(*)の販売、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供等により、創薬支援事業の売上高は、543,890千円（前連結会計年度比3.0%減）、営業利益は59,050千円（前連結会計年度比44.9%増）となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売252,013千円（前連結会計年度比19.3%減）、アッセイ(*)開発58,838千円（前連結会計年度比12.6%減）、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供193,331千円（前連結会計年度比29.9%増）、その他39,707千円（前連結会計年度比23.0%増）であります。

②創薬事業

SBIバイオテック株式会社との共同研究に係る収入等により、創薬事業の売上高は27,910千円（前連結会計年度比77.9%減）、営業損失は457,236千円（前連結会計年度は385,041千円の損失）となりました。

所在地別セグメントの状況は次の通りです。

①日本

日本での売上高は531,970千円（前連結会計年度比16.1%減）となり、営業損失は380,911千円（前連結会計年度は350,118千円の損失）となりました。なお売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高97,524千円（前連結会計年度比10.2%減）を含んでおります。

②北米

北米での売上高は137,353千円（前連結会計年度比15.1%減）となり、営業損失は11,500千円（前連結会計年度は3,555千円の利益）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により309,950千円減少し、投資活動により45,254千円減少し、財務活動により38,858千円増加しました。その結果、資金は、前連結会計年度末に比べ317,539千円減少し、当連結会計年度末において1,173,176千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は309,950千円（前連結会計年度は419,603千円の減少）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失394,763千円、減価償却費61,808千円、売上債権の減少70,685千円及び未払金の減少54,676千円等の差し引きによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は45,254千円（前連結会計年度は83,864千円の増加）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出30,651千円、投資有価証券の取得による支出9,995千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は38,858千円（前連結会計年度は392,824千円の増加）となりました。これは主に長期借入れによる収入150,000千円、長期借入金の返済による支出41,142千円及び担保に供した預金の増加70,000千円によるものであります。

（注）*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業		
キナーゼタンパク質(*)	642,671	177.1
アッセイ(*)開発	64,815	79.8
プロファイリング(*)・ スクリーニング(*)サービス	193,331	130.2
その他	20,000	79.1
合計	920,817	149.1

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 創薬事業については、当連結会計年度において生産を行っていないため記載しておりません。

3. 上記生産のための材料仕入における仕入先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)
八洲薬品株式会社	20,445	53.2	17,573	35.7
株式会社ペプチド研究所	3,328	8.7	7,900	16.0
和研薬株式会社	5,474	14.2	7,349	14.9

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
創薬支援事業	540,136	95.2	25,244	87.1
キナーゼタンパク質(*)	253,190	81.7	3,735	146.0
アッセイ(*)開発	63,112	121.4	5,596	423.3
プロファイリング(*)・ スクリーニング(*)サービス	201,784	131.9	13,569	265.2
その他	22,048	42.2	2,341	11.7
創薬事業	27,910	22.1	—	—
合計	568,046	81.9	25,244	87.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬支援事業	543,890	97.0
キナーゼタンパク質(*)	252,013	80.7
アッセイ(*)開発	58,838	87.4
プロファイリング(*)・スクリーニング(*) サービス	193,331	129.9
その他	39,707	123.0
創薬事業	27,910	22.1
合計	571,800	83.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大鵬薬品工業株式会社	5,862	0.9	65,961	11.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 会社としての課題

業績の黒字化について

当社グループは創業以来着実に売上を計上してまいりましたが、経常損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創薬支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、併せて研究の効率化や諸経費の抑制に取り組むことで、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

(2) 事業別課題

①研究開発・創薬

(創薬支援事業)

当社グループは、キナーゼタンパク質(*)の品揃えが平成22年12月末日現在で339種類（活性ミュータントキナーゼ、非活性キナーゼ及び非活性ミュータントキナーゼを除く）となり、世界で最も多くの種類のキナーゼタンパク質を提供できるようになりました。今後、国内外での拡販や顧客層の更なる拡大を図るためには、顧客ニーズに基づいた製品・サービスメニューの拡充が課題であると認識しております。このため、当社グループは、顧客ニーズに対応した製品・サービスメニューの拡充に重点を置いて研究開発を進めてまいります。また、当社グループはこれまで蓄積してきたキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ活性の測定方法（アッセイ(*)条件）などの技術的ノウハウを活用して、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ってまいります。

(創薬事業)

前臨床及び臨床試験へのステージアップや大手製薬企業等への導出には、化合物(*)の薬理的な裏付けや特徴付けが重要となります。具体的には、First-in-classの薬剤はどのような薬効を有しているか、またBest-in-classの薬剤は既存の薬剤よりどのような面で優れているか等、各化合物の特徴づけを行っていくことが必要です。また創薬化学では、これまでに合成研究で見出されているキナーゼ阻害剤として高活性な化合物(*)群を上記薬理的側面や薬物動態試験等から、よりヒトで効果があると予測される化合物を選抜し、早期に開発候補品へ導いていくことが必要です。

これらの課題に取り組むために、平成22年12月期に創薬研究部を設置し薬理評価機能を拡充いたしました。これにより薬剤の多面的評価が可能となったことから、今後ますます創薬研究(*)が進捗していくものと予測されます。今後もさらに薬理基盤技術を強化していくことで、前臨床及び臨床試験へのステージアップだけでなく、早期に大手製薬企業等への導出を図り、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ってまいります。

②事業開発

キナーゼ(*)創薬に関わる多様な技術を保有する当社グループは、新たな製品・サービスメニューの拡充、創薬研究の加速及び創製したキナーゼ阻害剤(*)の候補化合物の導出に取り組んでまいります。そのために、社外のようなネットワークを駆使し、他の企業、大学や公的研究機関などとの提携や既存提携先との関係強化を推進してまいります。

③製品・サービスの開発・製造・提供体制

当連結会計年度においては、製品数の増加や多様な顧客ニーズに対応するためのキナーゼタンパク質(*)の生産性の向上やプロファイリング(*)サービスの処理能力の向上に努めてきました。今後は、より一層効率性の高いタンパク質生産やプロファイリング(*)サービスが実施できるよう、システムを改良していきたいと考えています。引き続き顧客の視点

に立った高品質の製品・サービスの提供並びに製品・サービス提供後のフォロー体制の強化を推し進めてまいります。

④販売体制

国内における販売は概ね計画通り推移しているものの、世界最大の市場である米国及び欧州市場でのシェア拡大が課題だと認識しております。当社及び米国子会社による欧米の既存顧客との関係強化及び新規顧客の開拓が重要であるという認識から、顧客の潜在的な需要を創出する提案型営業を推進すべく学術営業サポート体制の強化に取り組むとともに、当社の社名、製品及びサービス等の認知度を向上させるべく積極的なPR活動を展開してまいります。中国・インド・韓国市場等、創薬において成長著しい市場においては、販売代理店の整備等を行い、当社製品・サービスについて顧客への浸透を図ってまいります。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

(1) 当社グループの事業に関するリスクについて

①創薬支援事業

a. キナーゼ阻害薬に特化するリスク

当社グループの創薬支援事業は、主としてキナーゼタンパク質(*)に関する商品、サービスを提供しているため、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を進める製薬企業等の減少により、当社グループの事業方針の変更を余儀なくされる可能性、又は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの予想どおり製薬企業等によるキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 競争リスク

競争他社がキナーゼタンパク質(*)の提供種類を増やすことにより、当社グループのみが販売している商品の数が減少又は無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。

競争他社が画期的な技術で先行した場合、当社グループの優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性があります。創薬に関する研究開発のスピードが年々速まっており、当社グループは積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c. パートナーに影響されるリスク

当社グループのアライアンス先とのシナジー効果を創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社グループの製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリパーライフサイエンス社の経営不振又は経営方針の変更等により、当社グループがプロファイリング(*)・サービスを行うに当たって使用する同社が製造する機器(LabChip™3000)の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社グループは製薬企業の研究部門を主要な顧客としております。製薬企業の創薬研究(*)は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起り得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社グループに対しての発注が行われない場合は、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。特に欧米の製薬企業は、日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業において大きな変化が

生じる可能性があり、その場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

e. 海外での事業展開に関するリスク

当社グループは、海外での事業展開において、北米では米国の子会社による販売を行っておりますが、その他の地域においては直販ではなく主に代理店契約に基づく販売体制を構築しております。しかしながら、海外での代理店による販売体制が機能しない場合は、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

②創薬事業

a. キナーゼ阻害薬の候補化合物の導出に関するリスク

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を導出する場合（例えば前期第2相臨床試験（フェーズⅡa）での導出を計画していたが、第1相臨床試験（フェーズⅠ）での導出を行った場合等）は、契約締結時に受領する契約一時金の金額が予定額より変更され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めた上で契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社グループの想定どおりに契約が締結できない場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 創薬事業の導出スケジュール等に関するリスク

製薬企業等に対するキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の導出交渉において、交渉相手先企業等における経営方針、研究開発方針の変更等により導出スケジュールが遅れる可能性があります。また、当社グループで研究開発を行ったキナーゼ阻害薬(*)候補化合物に対する交渉相手先企業等による評価が想定を下回る場合は、導出スケジュール及び導出交渉の成否に影響を与える可能性があります。

c. 創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク

当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上による収入を計上しながら、支出の先行する創薬事業を同時に推進しておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、余剰資金と事業継続の点から、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

①研究開発の進捗リスク及び大学、公的研究機関、企業等との共同研究リスク

当社グループの創薬支援事業及び創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、並びに、当社グループが大学、公的研究機関、クリスタルゲノミクス社等の企業等と実施している共同研究において、共同研究先の研究の進捗が想定通りに進捗しない場合、又は共同研究契約が何らかの事情により解除もしくは終了した場合は、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②大学及び公的研究機関との顧問契約リスク

当社グループは、大学の研究者（教授等）との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、教授等と当社グループの研究顧問の兼業を行っていることから、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社グループは、教授等との研究顧問契約を継続していく考えであります。法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社グループの事業活

動に支障をきたす可能性があります。

（３）クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社が経営破綻した場合、又は同社株式が大きく下落した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、同社への出資は外貨（ウォン）で行われているため、ウォンが円に対して大きく変動した場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

（４）社内体制について

①小規模であることの人材リスク

限られた人材の中で、業務執行上、取締役及び従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、取締役及び従業員の退職等により当社グループの業務に影響が出る可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合は、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

②事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社グループが事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要なファクターであります。が、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

（５）経営成績

①社歴が浅いことについて

当社グループは平成15年４月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績及び財政状態だけでは、今後の当社グループの業績を判断する材料として十分な期間とはいえないと考えております。当社グループは、創薬支援事業及び創薬事業の研究開発活動を行ってきたこと等から、第１期（平成15年12月期）から第８期（平成22年12月期）まで当期純損失を計上しております。

②特定の仕入先への依存について

当社グループが継続的に取引をしている主要な仕入先として八洲薬品株式会社が挙げられ、その依存度が高い状態が続いております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。が、自然災害や不測の事態、又は同社の経営方針が変更となった場合等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③海外売上高と為替相場の変動について

当社グループの平成22年12月期における総売上高に対する海外売上高の割合は39.5%と高くなっております。当社グループは、国内だけではなく米国及び欧州等の製薬企業等を顧客とするグローバルな販売活動を展開しており、これに伴い、米ドルやユーロ等の外貨で売上が計上された場合は、大幅な為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）知的財産権について

①創薬事業における知財リスク

当社グループが創製した化合物(*)について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社グループの想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合は、当社グループの事業方針及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②創薬支援事業における知財リスク

当社グループの保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合は、当社グループが保有する技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

③特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社グループが販売したキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)用キット等の製品、もしくは、当社グループが提供したプロファイリング(*)・サービス等の中に、第三者が特許を保有するキナーゼ等があった場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止や当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

（７）業界（バイオテクノロジー）

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社グループが保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の研究開発費用と時間を要すること等により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

（８）法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年２月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（遺伝子組換え生物等規制法）が施行されました。当社グループのキナーゼタンパク質(*)は遺伝子組み換え（リコンビナント）タンパク質(*)であり、当社グループの施設の一部は当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（９）その他のリスク

①資金調達について

当社グループは、創薬研究(*)を積極的に推し進めているため、研究開発資金としての資金調達が課題であります。このため、株式上場以降においても公募増資や借入等によって資金調達を行ってまいりました。今後も研究開発投資を中心とする事業基盤強化のための資金調達について、事業計画上の必要性を始め、その最適な方法やタイミング等を適宜検討してまいりますが、必要性があるにもかかわらず円滑に実施できない場合には、当社グループの事業の進捗が計画通りに進まない可能性があります。

②新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も

優秀な人材を採用するため、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与する可能性があります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成22年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,510株であり、発行済株式総数58,710株の4.3%に相当いたします。

③ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

平成22年12月末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」）が所有している株式数は19,045株存在し、発行済株式総数に占める比率は32.4%であります。一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社グループの株式の一部又は全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

④事業所の一極集中について

当社グループは、本社機能及び研究開発機能を神戸市のポートアイランドの神戸バイオメディカルセンター（BMA）内に構えております。BMAは平成7年の阪神淡路大震災の教訓をもとに平成16年に建設された十分な耐震性、防火体制、自家発電機能を備えたビルディングで、24時間の警備体制が取られています。当社グループのビジネスの鍵になるキナーゼ(*)遺伝子すべてについては、それらが失われることがないよう、BMA内の異なる部屋で二重に保管されており、ビジネスに必要な機器及び装置等については、損害保険がかけられています。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能及び研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合は、当社グループの研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

⑤当社グループの設備に関わる長時間の停電等による業務及び製品への影響について

当社グループが研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質(*)の製造及び保管並びに化合物(*)の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合は、キナーゼタンパク質(*)の製造等の遅れにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質(*)を保管している冷凍庫が停止し、これに伴うキナーゼタンパク質(*)の失活等により製品として出荷できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物(*)の評価設備（測定機器、分注機器等）の稼働を止めることから、顧客への製品の納入、サービスの提供の遅延を招く恐れがあり、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑥当社グループの技術の情報漏洩について

当社グループが保有するキナーゼタンパク質(*)の製造技術やアッセイ(*)開発に関する技術等は、何らかの理由により人材の流出が起こった場合、技術情報が流出する可能性があります。製品開発や製造が遅延する可能性があります。また、人材の流出により社外へノウハウが流出した場合は、当社グループの製品等の模倣製品が出現する可能性も考えられます。これらのことにより、当社グループの技術的な優位性が維持できなくなった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦営業機密の漏洩について

当社グループが行う創薬支援事業におけるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、顧客である製薬企業等から化合物(*)の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社グループは、当社グループのすべての従業員との間においては顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社グループの信用低下を招き、当社グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧創薬研究と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社グループのプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供を望む顧客（製薬企業等）が当該サービスに係る契約を締結する際、当社グループが自ら創薬研究(*)を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があり、その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、又は事業別に分社せざるを得ない等の影響を受ける可能性が考えられます。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項（重要事象等）

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。この事象は、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項」に該当します。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 共同研究開発に関する契約

契約書名	Collaborative Research Agreement（共同研究契約）
契約書相手方名	クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成16年6月1日
契約期間	平成16年6月1日から2年間。 その後は、契約終了日の3ヶ月前の文書による更新拒絶が無ければ1年毎の更新。
主な契約内容	① 当社とクリスタルゲノミクス社は相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物を開発する。 ② 当社は、キナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを、クリスタルゲノミクス社は、キナーゼタンパク質(*)の三次元構造分析及び新規リード化合物の創製にかかわる技術・ノウハウを提供する。 ③ 両社は、当共同研究により得られた利益を折半する。 ④ 両社は、契約期間中、第三者との間において、本契約が定めるターゲットについて、同様の共同研究を行わない。

(注) 1. *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

(注) 2. OSI Pharmaceuticals, Inc. とのCOLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT（共同サービス契約）は、平成22年7月10日に終了しております。

6 【研究開発活動】

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、下記の通り研究開発活動が続けてまいりました。

当社グループは、今後とも創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、積極的に研究開発活動を展開し、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えの充実に取り組み、また創薬事業においては自社単独だけでなく、クリスタルゲノミクス社や国立がん研究センター等の外部機関との共同研究にも注力することにより、キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物の早期の導出を実現してまいります。

<当社グループの研究開発体制について>

当社グループの研究開発活動は、研究技術本部及び創薬研究部が中心となって行っております。平成22年12月末現在、研究技術本部には19名、創薬研究部には12名が在籍しており、そのうち7名が博士号を取得しております。また、ドラッグデザイン、有機合成、基質(*)探索、遺伝子クローニング(*)、細胞培養、タンパク精製、薬理、バイオインフォマティクス(*)及びゲノムインフォマティクス等の専門家を有し、先端技術の蓄積を行っており、今後の事業の拡大に伴う研究開発要員の増加及び研究施設・設備への投資を計画しております。

<キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」について>

Novartis AGのGleevec®を始めとするキナーゼ阻害薬(*)の成功例により、製薬企業はキナーゼ阻害薬の研究開発を活発に進めており、このキナーゼ阻害薬の研究活動には、高純度・高品質並びに網羅的な製品・サービスを揃える当社グループの創薬支援事業に対するニーズが高いものと考えております。当社グループのキナーゼ阻害薬(*)を創製するための技術（創薬基盤技術）を基盤として、競合他社との更なる差別化を図るべく、積極的な研究開発活動により、顧客要望に応じた製品・サービスの品揃えを拡充してまいります。

また、当社グループは自社並びに他社と共同でキナーゼ阻害薬(*)を創製しておりますが、早期のキナーゼ阻害剤の導出並びに創薬事業の収益化を目指しており、このために、優秀な研究者の確保・育成や社内での技術的ノウハウの蓄積並びに最先端の技術への早期対応を図るための積極的な研究開発活動を進め、「創薬基盤技術」の強化に努めてまいります。

<創薬事業における研究開発活動>

当社グループの創薬研究(*)は、キナーゼ阻害薬(*)に特化して当社グループの強力なキナーゼ(*)創薬基盤技術を最大限に活用し、さらにガンを重点領域と定め、細胞、動物試験等の高次評価系を共通化することで効率的な創薬研究を行っております。重点領域であるガン領域の創薬プログラムは、自社研究に加えて国立がん研究センター及びSBIバイオテック株式会社と共同研究を行っております。またガン以外の領域でもクリスタルゲノミクス社や科研製薬株式会社と共同研究を実施しており、これらの共同研究の積極的な活用によって重点領域以外の創薬プログラムの研究の効率化や成功確率の向上を図っております。さらに当社グループが有する創薬基盤技術を活用して積極的にハイスループットスクリーニング (HTS) (*)を実施してリード化合物(*)を創出し、早期導出用プログラムの強化を進めてまいります。

なお、当社グループと共同研究パートナーであるクリスタルゲノミクス社とは、提携関係を深めるべく資本提携を行っております。当社は、平成16年12月にクリスタルゲノミクス社の株式を取得し、平成22年12月末現在、同社株式を144,300株保有しております。一方、クリスタルゲノミクス社は当社株式を1,000株保有しております。

<外部との連携について>

創薬には、アッセイ(*)開発、化学合成の他、薬理試験、薬物動態試験、毒性試験等の様々な技術が必要です。優れた技術を保有する企業との業務提携を積極的に推進し、創薬の効率化を目指しています。また、病気の原因を調べ、創薬ターゲットを見出すなどの基礎的な研究については大学との共同研究を行っており、特に当社顧問に就任している大学の研究者（教授）との連携により有望な創薬ターゲットの探索を進めています。

<当社グループの特許に係る方針及び当社の技術について>

創薬事業においては、特許は事業の生命線であると考えており、積極的に取得する方針です。

他方、創薬支援事業においては、当社グループは高純度・高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ活性の測定方法（アッセイ(*)条件）などの技術的ノウハウの社内蓄積を着実に進めることで効率的な製品の生産と製品レベルの向上などを図っております。

当連結会計年度における当社グループが支出した事業別の研究開発費の総額は、以下の通りです。

創薬支援事業	1,760千円
創薬事業	347,919千円

当連結会計年度における研究開発活動は、次のとおりであります。

(1) 創薬基盤技術の強化

当連結会計期間末において、提供可能なキナーゼタンパク質(*)の種類は339種類となり、また、製品数は386種類となり、当社グループは世界で最も多種類のキナーゼタンパク質を製品化し販売しております。また、アッセイ(*)可能なキナーゼ(*)の種類は311種類となり、創薬支援及び創薬に必要なキナーゼアッセイはほぼ実施可能となりました。なお、当連結会計期間においては、表面プラズモン共鳴 (SPR) (*) やバイオレイヤー干渉法 (BLI) (*) といった物質間の相互作用を評価する系（解析機器）で利用可能な23種類のビオチン化キナーゼタンパク質を開発し、発売しました。これにより従来のキナーゼ(*)活性を指標にしたアッセイ(*)に加え、物質間の相互作用を利用したアッセイも可能になりました。今後もキナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)に有用な最新の技術開発を行い、創薬基盤技術を強化してまいります。

(2) 創薬研究

当社グループは、ガン・免疫炎症疾患を中心とした5つの研究テーマで創薬研究(*)を進めており、各テーマはすべて前臨床候補化合物を得るまでの探索研究段階にあります。平成22年12月期からは、より効果的な研究開発活動を推進していくためにガンを重点領域とした研究開発体制に変更し、細胞、動物試験等の高次評価系を共通化することで効率的な創薬研究(*)を行なっております。また平成22年4月に発足した創薬研究部では、新たに薬理機能が加わり、多種にわたるガン細胞評価系などの高次評価系の構築を行いました。これらの評価系を用い、すでに当社グループのキナーゼ(*)創薬基盤技術と強力な創薬化学技術により得られている高活性化化合物(*)群について、新たに導入した細胞イメージアナライザーを用いて細胞評価スクリーニングを実施しております。ガン領域以外の創薬プログラムも、共同研究先と協力して化合物(*)のデザイン、合成、評価の研究サイクルを実施しています。また当社グループが有する創薬基盤技術の一つであるHTS(*)を実施して早期導出用プログラムの強化を図っております。さらに創薬の源流でありますヒット化合物(*)の強化を目的として、独自の化合物(*)ライブラリーを設計し、当社HTS(*)用化合物ライブラリーの充実も行っております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾

に用語解説を設け、説明しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積り等の判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社グループの連結財務諸表の作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当社グループの損益構造について

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術である「創薬基盤技術」を強化するために、積極的な研究開発に対する投資を行い、会社設立以来、営業損失を計上しておりますが、これまでの研究開発活動により蓄積してきた技術力により、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃え並びに顧客である製薬企業への提案力が充実し、第4期(平成18年12月期)以降、営業黒字を継続しております。一方で創薬事業においては、積極的な研究開発投資を行うことに伴う研究開発費の計上により、営業損失が継続しております。また、創薬事業の売上は、研究開発の進捗により収入を得る仕組みであることから安定的でないこと、費用面では研究開発の進捗に応じて一時費用が発生するため、営業損益額は年度ごとに増減する傾向にあります。

このように、当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同じ「創薬基盤技術」を駆使して展開しており、現時点では創薬支援事業において獲得した収益が会社全体の収益改善に貢献しておりますが、将来的には、創薬事業においてキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を創製し、製薬企業への導出を行うことで、当該事業の黒字化を図り、全社業績の黒字化を目指してまいります。創薬事業の事業基盤強化のための施策として、第6期(平成20年12月期)には、創薬研究(*)スペースの拡充、人員増強及び最新鋭の設備の購入等を前倒しで実施いたしました。また、第7期(平成21年12月期)には、創薬事業の促進を目的として新株式発行による公募増資及び第三者割当増資を実施し、313,072千円の資金調達を行いました。さらに、第8期に発足した創薬研究部では新たに薬理機能を追加し、創薬研究(*)を加速させるとともに、自社研究のほか大学等の公的研究機関や製薬企業等との共同研究により複数の研究テーマを効率的に推し進め、さらに提携・導出活動を積極的に展開することで、当該事業の早期黒字化を目指してまいります。

第5期の事業別の売上、研究開発費及び営業損益並びに第6期、第7期及び第8期の事業の種類別セグメントごとの売上、研究開発費及び営業損益は、以下の通りです。なお、当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。

(単位：千円)

回次	第5期(個別)	第6期(連結)	第7期(連結)	第8期(連結)
決算年月	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
売上高	513,922	499,570	687,013	571,800
創薬支援事業	485,695	461,324	560,763	543,890
創薬事業	28,227	38,245	126,250	27,910
研究開発費	256,038	294,706	391,399	349,680
創薬支援事業	14,478	15,863	26,588	1,760
創薬事業	241,560	278,842	364,810	347,919
営業損益 (営業損失：△)	△147,418	△296,264	△344,278	△398,185
創薬支援事業	173,414	80,282	40,762	59,050
創薬事業	△320,833	△376,547	△385,041	△457,236

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、1,656,196千円となり、前連結会計年度末に比べて387,714千円減少となりました。その内訳は、現金及び預金の減少347,539千円、有価証券の増加100,000千円、売掛金の減少72,195千円、有形固定資産の減少48,417千円等であります。

負債は290,729千円となり、前連結会計年度末と比べて48,083千円増加となりました。その内訳は、未払金の減少54,857千円、1年内返済予定の長期借入金の増加49,800千円、長期借入金の増加59,058千円等であります。

純資産は1,365,466千円となり、前連結会計年度末と比べて435,797千円減少となりました。その内訳は、当期純損失の397,107千円の計上によるものであります。

また、自己資本比率は82.4%（前連結会計年度は88.1%）となりました。

(4) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比較して115,213千円減少（16.8%減）し、571,800千円となりました。事業別にみますと、創薬支援事業の売上高は、国内の販売が順調に伸長したものの、米国、欧州の販売が急激な円高及び製薬企業の再編に伴う予算執行の停滞等の影響を受けたことにより低迷し、前連結会計年度に比較して16,873千円減少（3.0%減）し、543,890千円となりました。創薬事業の売上高は、共同研究に伴う収入の計上にとどまったため、前連結会計年度に比較して98,340千円減少（77.9%減）し、27,910千円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と比較して13,935千円減少（6.5%減）し、201,832千円となりました。これは、キナーゼタンパク質(*)販売及びアッセイ(*)開発の売上減少に伴う減少、減価償却費及び外注費の減少によるものであります。

また、創薬支援事業の売上原価率は、前述の減価償却費及び外注費の減少を主な要因として、前連結会計年度と比較して1.4ポイント下落し、37.1%となりました。

その結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度と比較して101,277千円減少（21.5%減）し、369,967千円となりました。

(営業損失)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して47,370千円減少（5.8%減）し、768,153

千円となりました。これは主に、事業の効率化に伴う研究開発費及び経費の圧縮によるものであります。

その結果、当連結会計年度の営業損失は398,185千円となり、前連結会計年度に比較して赤字幅が53,907千円拡大しました。

(経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、主に補助金収入が33,152千円発生したことを要因として、前連結会計年度に比較して29,194千円増加(507.5%増)し、34,946千円となりました。

当連結会計年度の営業外費用は、主に前連結会計年度において株式交付費8,563千円が一時的に発生したことを要因として、前連結会計年度に比較して4,478千円減少(39.8%減)し、6,786千円となりました。

その結果、当連結会計年度の経常損失は370,026千円となり、前連結会計年度と比較して赤字幅が20,234千円拡大しました。

(当期純損失)

当連結会計年度の特別利益は、発生がありませんでした(前連結会計年度は受取補償金43,744千円が発生)。

当連結会計年度の特別損失は、創薬事業への設備投資に伴い減損損失が増加したため、前連結会計年度に比較して17,730千円増加(253.1%増)し、24,737千円となりました。

その結果、当連結会計年度の当期純損失は397,107千円となり、前連結会計年度と比較して赤字幅が81,709千円拡大しました。

(5) 戦略的現状と見通し

創薬支援事業での売上を伸ばすとともに、新薬候補化合物を早期に導出することで、平成24年12月期に当社グループとしての黒字化を目指します。

(創薬支援事業について)

1) 販売戦略

主力の製品・サービスである、キナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)開発(アッセイキット及びアッセイ系開発サービス)、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供・販売の拡大と従来商品に付加価値を付けたサービス展開を図ります。

市場規模の大きい米国及び欧州での売上拡大のため、当社グループの学会への積極的参加、広告宣伝の強化並びに顧客マーケットへの更なる注力を図ります。また、増加している技術的な問合せへの対応を重視し、学術要員による顧客フォローを強化し、顧客からの信頼を高めることで他社との差別化を図ってまいります。

米国におけるアカデミア、バイオベンチャーへのアプローチを積極的に展開し、また、大口製薬企業とのパイプを強固にするための提案と、その実績をもって、顧客に対して年間契約獲得のための積極的な提案活動を続けてまいります。

2) 製品開発戦略

製薬企業の研究ニーズに応じた、製品・サービスの積極的な開発を進めます。

具体的には、キナーゼタンパク質(*)については、従来のアッセイ(*)グレードのみならず、より高付加価値である結晶化グレードタンパク質についても対応してまいります。更に、物質間相互作用の研究に利用できるビオチン化タンパク質の製品数の増加を図ります。タンパク質キナーゼのみならず、脂質キナーゼについても顧客ニーズに

対応し、その製品数の増加を図ります。

(創薬事業について)

創薬プログラムの選択と集中により、限られた人的資源を有望テーマへ重点的に投入することで、成功確率の向上と研究期間の短縮に努めてまいります。この一環として、平成22年12月期よりガンを重点領域とした研究開発体制に変更し、ガン領域以外の創薬プログラムの再編を進めております。

重点領域であるガンの研究テーマをいち早くステージアップさせるために、平成22年4月に発足した創薬研究部では新たに薬理機能を追加し、多種にわたるガン細胞評価系などの高次評価系の立ち上げなどを行っております。今後はモデル動物における評価などガンに関する薬理基盤を強化するために研究員を増員し、さらなる創薬研究力の強化と開発の迅速化に取り組んでまいります。このようにガン疾患プロジェクトへ集中的に経営資源を投入する等、効率的な研究開発活動に努める一方、ガン領域以外の創薬プログラムについても戦略的アライアンスを積極的に活用し、新たな研究領域を積極的に開拓してまいります。また当社グループが有する創薬基盤技術の一つであるHTS(*)を実施して、必要な創薬パイプラインを途切れることなく補完してまいります。

(6) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 資金の財源について

当社グループは、長期にわたる研究開発を行うための強固な財務基盤を保つために、手元資金については高い流動性と厚めの資金量を確保及び維持することを基本方針としております。

創薬事業を単独事業とした場合に比較して研究開発に係る資金負担が軽減されるよう、創薬支援事業において当社グループ製品・サービスの提供により獲得した資金を創薬事業に融通します。経営戦略上、財務体質の強化や中長期的な成長資金の追加確保等を目的とした資金調達の実現性が生じた場合には、事業の進捗状況や外部環境を勘案し、必要に応じて増資や借入等の資金調達を実施します。

2. 継続企業の前提に関する重要事象等の存在の解消に向けた対応策等

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項（重要事象等）」に記載のとおり、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消するために、当社グループは、創薬支援事業においては更に拡販に努めることで売上の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに推し進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで契約一時金等の収入を獲得してまいります。さらに、研究の効率化や諸経費の節減等により販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組むことで、早期の全社業績の黒字化を達成し、重要事象等が解消されるよう取り組んでまいります。

なお、当社グループは事業活動を継続するための十分な手元資金を保有しております。

(注) *を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、32,170千円であり、その主な内容は、創薬事業での薬理研究基盤の強化を目的とした細胞イメージアナライザー21,600千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成22年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	全社	統括業務施設、 製造・ 研究施設	14,102	—	14,883	12,870	41,856	46[—]
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬支援事業	製造・研究施設	1,542	573	35,444	7,382	44,944	19
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設	—	—	—	—	—	18

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、商標権、ソフトウェア及び電話加入権であります。
 3. 従業員数欄の[]外書きは、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）の年間平均雇用人員であります。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 5. 本社・BMAラボの創薬事業部門の全ての資産について減損損失を計上したため、帳簿価額はありません。
 6. 本社・BMAラボの全社の設備については、創薬支援事業及び創薬事業を含む全ての部門が共同に使用しているため、従業員数には、提出会社の全従業員数を記載しております。
 7. 本社及びBMAラボは賃借物件で、その概要は以下の通りです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社・BMAラボ	1,762.00	67,220

(2) 在外子会社

(平成22年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
CarnaBio USA, Inc.	米国マサチ ューセツ 州	創薬支援 事業	製品保管 設備	—	—	228	—	—	2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年3月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,710	58,710	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注) 1、2
計	58,710	58,710	—	—

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 提出日現在の発行数には平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
4. 大阪証券取引所（NEO市場）は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びJASDAQ市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ（グロース）であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回②		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	3個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)5	30株(注)3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)6	4,955円(注)3、9、10	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,955円 資本組入額 4,955円 (注)3、6、9、10	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

6. 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

7. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。

(2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

8. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

9. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は5,000円から4,958円に調整しております。

10. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は4,958円から4,955円に調整しております。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年 6月14日) 第2回①		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 2月28日)
新株予約権の数	175個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	175株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	49,538円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6月21日から 平成26年 6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年 6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、ます。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月14日) 第2回②		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 2 月28日)
新株予約権の数	105個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	105株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	49,538円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月21日から 平成26年 6 月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年 6 月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月14日) 第3回①		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 2 月28日)
新株予約権の数	90個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	90株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	49,538円 (注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月 1 日から 平成26年 6 月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 24,769円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年 8 月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

す。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は50,000円から49,572円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は25,000円から24,786円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は49,572円から49,538円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は24,786円から24,769円に調整しております。

⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月14日) 第3回②		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 2 月28日)
新株予約権の数	140個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	140株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	49,538円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月 1 日から 平成26年 6 月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 49,538円 資本組入額 24,769円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年 8 月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利放棄した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

す。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は50,000円から49,572円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は25,000円から24,786円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は49,572円から49,538円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は24,786円から24,769円に調整しております。

⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	60個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

す。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑦ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	80個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	80株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。
9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑧ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	180株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)9、10	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)8	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、9、10	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとし、

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。
9. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。
10. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑨ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	190個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	190株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	99,075円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑩ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	40個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	40株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	99,075円(注)8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注)5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、ます。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑪ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	50個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	50株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	99,075円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左

(注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
 - (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
 - (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
7. 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。
9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑫ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	980個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	980株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	99,075円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7	同左

- (注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。
2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

⑬ 会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回		
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	390個(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 4	390株(注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 5	99,075円(注) 8、9	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 99,075円 資本組入額 49,538円 (注) 5、8、9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7	同左

- (注) 1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。
2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
4. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

7. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成21年12月2日を払込期日とする一般募集による増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は100,000円から99,143円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は50,000円から49,572円に調整しております。

9. 平成21年12月25日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は99,143円から99,075円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は49,572円から49,538円に調整しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年1月27日 (注) 1	6,600	35,290	330,000	1,061,700	330,000	1,007,500
平成18年3月7日 (注) 2	9,200	44,490	460,000	1,521,700	460,000	1,467,500
平成19年3月29日 (注) 3	—	44,490	—	1,521,700	△1,393,932	73,567
平成20年3月24日 (注) 4	8,700	53,190	440,220	1,961,920	440,220	513,787
平成20年7月10日 (注) 5	80	53,270	2,650	1,964,570	—	513,787
平成21年10月13日 (注) 5	35	53,305	1,750	1,966,320	—	513,787
平成21年12月2日 (注) 6	5,000	58,305	147,375	2,113,695	147,375	661,162
平成21年12月25日 (注) 7	405	58,710	11,937	2,125,632	11,937	673,100

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合8名

2. 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合18名、金融機関2社、事業会社2社

3. 平成19年3月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,393,932千円減少し欠損填補することを決議しております。

4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）によるものであります。

発行価格 110,000円

引受価額 101,200円

発行価額 85,000円

資本組入額 50,600円

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

6. 有償一般募集 発行価格58,950円 資本組入額29,475円

7. 有償第三者割当 発行価格58,950円 資本組入額29,475円

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	4	14	67	4	3	3, 261	3, 353	—
所有株式数 (株)	—	837	2, 154	20, 517	1, 107	42	34, 053	58, 710	—
所有株式数 の割合 (%)	—	1. 43	3. 67	34. 95	1. 89	0. 07	57. 99	100. 00	—

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジャフコ・バイオテクノロジー 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	3,138	5.34
CSK-VCライフサイエンス 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	2,853	4.86
バイオ・サイト・インキュベ ション1号投資事業有限責任組 合	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ100号室	2,739	4.67
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	3.41
ジャフコV2共有投資事業有限責 任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	1,540	2.62
バイオ・サイト・インキュベ ション2号投資事業有限責任組 合	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ100号室	1,000	1.70
クリスタルゲノミクス社 (常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパグー プンナッ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディ ング6階	1,000	1.70
東山 繁樹	愛媛県東温市	980	1.67
シーエスケイブイシー三号投資 事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	881	1.50
津木 憲紘	大阪府堺市南区	800	1.36
計	—	16,931	28.84

- (注) 1. 吉野公一郎氏及び津木憲紘氏の所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。
2. 当事業年度末日後において、CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー三
号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズより、平成23年2月28日付
で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けております。

提出日	提出文書	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)	提出事由
平成23年2月28日	変更報告書	東京都港区愛宕2丁目5番1号	2,959	5.04	株券等保有割合が1% 以上減少したため

上記変更報告書において、株式会社ウィズ・パートナーズは、CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合の無限責任組合員として2,853株、シーエスケイブイシー三号投資事業有限責任組合の無限責任組合員として83株及びシーエスケイブイシー三(エー)号投資事業有限責任組合の無限責任組合員として23株を保有している旨記載されております。なお、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株主の確認ができません。

3. 当事業年度末日後において、ジャフコ・バイオテクノロジー 1 号投資事業有限責任組合及びジャフコV2共有投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ジャフコより、大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けております。提出理由は、同社の事務上の連絡先の変更であります。なお、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株主の確認ができません。

提出日	提出文書	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)	提出事由
平成23年 2 月17日	変更報告書	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	5, 200	8. 86	本店所在地の変更

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 58, 710	58, 710	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	58, 710	—	—
総株主の議決権	—	58, 710	—

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 新株予約権(平成15年9月8日臨時株主総会決議)

第1回②	
決議年月日	平成15年9月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者1名は、付与時には社外協力者でしたが、その後、当社社外取締役に就任しております。(平成20年5月20日に退任)

② 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回①	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 17名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、取締役役に就任しております。

③ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回②	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回①	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、取締役役に就任しております。

⑤ 新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回②	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥ 新株予約権(平成17年1月24日臨時株主総会決議)

第4回	
決議年月日	平成17年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦ 新株予約権(平成17年 1 月24日臨時株主総会決議)

第 5 回	
決議年月日	平成17年 1 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧ 新株予約権(平成18年 3 月29日定時株主総会決議)

第 7 回	
決議年月日	平成18年 3 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第8回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、当社取締役役に就任しております。(平成20年5月20日に退任)

⑩ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第9回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑪ 新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第10回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑫ 新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第11回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名(注) 当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(注) 当社取締役1名は、付与時には当社取締役でしたが、その後、取締役を退任しております。(平成20年5月20日に退任)

⑬ 新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第12回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名(注) 当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(注) 当社取締役1名は、付与時には当社取締役でしたが、その後、取締役を退任しております。(平成21年6月19日に退任)

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては繰越利益剰余金がマイナスであるため、創業以来利益配当は実施しておりません。

当社は、商品開発、競争力強化及び創薬のための先行投資として、研究開発費への積極的な資金投入を行ってまいりましたが、今後も引き続き研究開発活動へ積極的に資金を投入し、経営基盤の強化や収益力の向上を図る方針です。従いまして、当面は資金を研究開発活動に充当する方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

剰余金の配当は、毎年12月31日の期末配当並びに6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	—	—	149,000	101,900	67,500
最低(円)	—	—	19,500	45,000	36,000

(注) 1. 株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所NEOにおけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所NEO市場におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ市場（グロース）におけるものであります。

2. 当社株式は平成20年3月25日付で、ジャスダック証券取引所NEOに上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	54,400	49,000	46,500	42,450	45,000	47,350
最低(円)	37,600	38,100	39,850	37,500	36,000	40,000

(注) 株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所NEO市場におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ市場（グロース）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	吉野 公一郎	昭和24年3月25日	平成11年4月 平成15年4月	日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所長 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	2,000
取締役	経営管理本部長 兼知的財産・法務 部長兼総務部長	相川 法男	昭和23年10月23日	平成11年4月 平成15年4月 平成16年3月 平成19年9月 平成20年7月 平成21年6月	日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 当社監査役 当社取締役知的財産・法務部長 当社取締役知的財産・法務、経営 企画部長 当社取締役知的財産・法務部長 当社取締役経営管理本部長兼知的 財産・法務部長兼総務部長（現 任）	(注) 3	700
取締役	事業開発担当	桑原 慎一	昭和24年1月10日	平成6年9月 平成20年11月 平成23年3月	米国アルコン株式会社入社（ALCON RESEARCH LTD.） 臨床開発部長、ライセンス・事業 開発部長 医薬コンサルタント 当社入社 取締役事業開発担当 （現任）	(注) 3	0
取締役 (注) 1	—	柳原 恒久	昭和14年1月22日	昭和36年4月 昭和60年11月 昭和61年12月 平成元年3月 平成2年5月 平成5年6月 平成11年3月 平成12年7月 平成12年10月 平成18年6月 平成19年5月 平成21年3月	日興証券株式会社（現 日興コー ディアル証券株式会社）入社 同社 本店営業部長 同社 取締役東部地区担当 同社 取締役大阪地区担当兼大阪 支店副支店長 同社 常務取締役近畿四国地区担 当 日本アジア投資株式会社 代表取 締役社長 日興キャピタル株式会社（現 ア ント・キャピタル・パートナーズ 株式会社）取締役 日興証券株式会社（現 日興コー ディアル証券株式会社）顧問 東洋キャピタル株式会社 代表取 締役会長 同社 相談役 株式会社ヘルスケアー光 社外取 締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 3	30
監査役 (常勤) (注) 2	—	有田 篤雄	昭和18年7月15日	昭和41年4月 平成8年7月 平成12年7月 平成16年3月	鐘紡株式会社入社 同社 事業統括室長 カネボウ厚生年金基金常務理事 当社監査役（現任）	(注) 4	0
監査役 (注) 2	—	小笠原 嗣朗	昭和14年7月23日	昭和38年4月 平成2年10月 平成7年6月 平成8年3月 平成8年6月 平成14年6月 平成17年3月	東レ株式会社入社 同社 国際部長兼経営企画室主幹 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 中外製薬株式会社入社 同社 取締役国際事業部長 同社 常勤監査役 当社監査役（現任）	(注) 4	0
監査役 (注) 2	—	中井 清	昭和18年9月1日	昭和42年4月 平成17年3月 平成19年3月	中井司法書士事務所開業 所長（現任） 当社監査役（現任） 大阪司法書士協同組合理事長	(注) 4	100
計							2,830

- (注) 1. 取締役柳原恒久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役有田篤雄、小笠原嗣朗及び中井清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成23年3月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
4. 監査役の任期は、平成23年3月23日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
5. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性ならびに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性並びに効率性のチェック・管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性並びに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。更に役員及び従業員のコンプライアンスの徹底についても、重要施策として積極的に取り組んでおります。

(2) 企業統治の体制

① 企業統治の体制の概要

当社グループは、会社の機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、監査役は、取締役の職務執行を監査しております。

a. 取締役会

取締役会は、本書提出日現在で取締役4名（うち1名が社外取締役）により構成し、社外取締役の起用に より、社外の多角的な視点を取り入れたうえ、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催し、当社グループの業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、監査役は取締役会における職務執行の決定に対して監視を行っております。

b. 監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成されております。

監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査部及び会計監査人とも連携し、監査の有効性並びに効率性を高め、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会、マネージメント会議及びその他の重要会議に出席するほか、取締役及び内部監査部からの報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役及び取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査及び会計監査を厳正に実施しております。

なお、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性並びに公平性を一層高めております。

当社グループでは、社内取締役3名、幹部社員(部長職)7名及び常勤監査役1名から構成されるマネージメント会議を設置し、原則週1回開催しております。マネージメント会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社並びに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務遂行に係る協議並びに報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。更に、マネージメント会議においては、取締役会会前協議の議案についての審議が行われることで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性が高まるとともに、効率的な会社運営が図られております。なお、マネージメント会議で行われた業務遂行に係る協議及び報告の内容は、取締役会にて報告されております。

[illegible]

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに人に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くような取り組みを行っております。

— 72 —

③ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、事業活動全般にわたり発生する可能性のある様々なリスクのうち、経営戦略上の重大なリスクに関しては、関連部署と経営管理本部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、マネージメント会議又は取締役会において当該リスク情報の共有化並びにリスク回避の方策に関する審議並びに決定を行っております。また、業務上のリスクに関しては、関連部署と経営管理本部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部専門家に照会を行ったうえで、リスクを最小限に留める適切な対処を行っております。内部監査部は、リスク管理状況を把握し、必要に応じ取締役会に報告しております。

また、定期的実施される内部監査部による内部監査を通じて、様々なリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

更に、近年、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時の早期復旧のためのセキュリティ対策やコンピューターウィルスの侵入やハッカーの妨害を回避するために必要と考えられる対策を積極的に講じております。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、内部監査部長及び専任者1名により構成される内部監査部によって、全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施したうえ、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査部は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査部は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開く等、連携を図っております。

各監査役は、取締役会への出席のほか、取締役等から直接業務執行についての聴取、マネージメント会議への出席及び重要な決議資料等の閲覧等を行っております。また各監査役は、定期的に会計監査人と協議し、監査内容に関する意見交換を行う等の連携を図っております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

① 社外取締役

当社の社外取締役は1名であります。取締役柳原恒久は、証券会社やベンチャーキャピタルにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っております。なお、同氏は役員持株会を通じた当社株式の所有以外に当社株式30株を保有しておりますが、それ以外の人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

② 社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。監査役有田篤雄は、主に事業管理を長年に亘り経験する等、経営に関する豊富な経験に基づき、さらに財務部、関係会社監査役の経験により、財務会計の専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。監査役小笠原嗣朗は、主にグローバルな企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。監査役中井清は、主に司法書士としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

す。

なお、各氏は役員持株会を通じて取得した当社株式を所有しております。さらに、有田篤雄は、当社新株予約権35個(35株)を保有しており、中井清は、役員持株会を通じた当社株式の所有以外に当社株式100株を保有しておりますが、社外監査役との間に、上記以外の人的関係、資金的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

また、当社は、社外監査役3名と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

(5) 役員の報酬等

① 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	62,625	62,625	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	14,000	14,000	—	—	—	4

② 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給与は、支払っておりません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会決議により、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。また、監査役の報酬限度額につきましても、平成15年4月23日開催の臨時株主総会決議により、年額5千万円以内と定められております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

(9) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。

(10) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を行なう機会を増加させるために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

(11) 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 75,621千円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
クリスタルゲノミクス社	144,300	75,621	事業上の関係強化のため

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—	—

(12) 会計監査の状況

当社は、会計監査業務を有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。当社の会計監査業務を執行した同監査法人の公認会計士は寺田勝基氏、南方得男氏であります。このほか、監査補助者として、公認会計士4名、その他3名が従事しております。同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で監査契約を締結し、同契約に基づいて報酬を支払っております。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関

係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	6,670	20,000	1,074
連結子会社	—	—	—	—
計	20,000	6,670	20,000	1,074

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制構築のための助言、指導業務及び有価証券の募集と売出しに関するコンフォートレター作成等に係る助言、指導業務を委託しております。

当連結会計年度

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、監査対象以外の開示等に係る助言、指導業務を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定に関する方針を定めておりませんが、当社の事業規模、特性、監査日数等を勘案して決定しております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* ATP (Adenosine 5' -triphosphate)

ATPとは、アデノシン (5' -) 三リン酸の略称で、体の中でつくられる高エネルギー化合物のことです。ATPは、核酸などを構成する、アデニン (塩基) とリボース (糖) からなるアデノシンの糖の水酸基 (OH基) にリン酸が三つ連続して結合した構造をもっています。このリン酸基同士の結合は、エネルギー的に不安定で、リン酸基の加水分解による切断反応や、キナーゼ(*)の働きによって他の分子にリン酸基が転移する反応の際に、エネルギーが放出されます。

* ELISA法 (Enzyme-linked ImmunoSorbent Assay)

ELISA法とは、免疫学的測定方法の一種で、サンプル中に含まれる微量の目的物質を、酵素標識された抗体を用い、抗原抗体反応を利用して定量的に検出する方法です。

キナーゼ(*)活性を測定する場合には、キナーゼによりリン酸化(*)された基質(*)の量をELISA法によって測定します。

* FITCラベル

酵素などの機能を調べる際に、その酵素が細胞内のどこに存在しているか (分子の局在) を調べるのが重要です。酵素分子の局在を調べるときに、酵素に目印を付けそれを追っていくことがよく行われます。フルオレセインイソチオシアネート (fluorescein isothiocyanate; FITC) は、黄緑色の蛍光を発する化学物質で、酵素などに目印を付けるために使用され、FITCで目印を付けることをFITCラベルと言います。

* HTS

ハイスループットスクリーニングの項目をご参照ください。

* IMAP™法

IMAP™法は、蛍光偏光(*)測定法の一種で、蛍光ラベルされたペプチドが、キナーゼ(*)反応によってリン酸化(*)されてホスホペプチドに変換されます。これに、微小粒子 (IMAP™ビーズ) を加えて複合体を形成させ、その結果引き起こされる蛍光偏光(*)の上昇を測定する方法です。当社グループではこの測定方法を利用してキナーゼ(*)反応を測定するキットを販売しています。IMAP™は、MDS, Inc. (カナダ) のトレードマーク (商標) です。

* MAPキナーゼ

MAPキナーゼとは、Mitogen-Activated Protein kinase (マイトージェン活性化プロテインキナーゼ) の略で、細胞増殖促進物質であるマイトージェンで処理した細胞が増殖する際にこのキナーゼ(*)が活性化したことからこの名前が付けられました。現在30種類以上のMAPキナーゼが存在することが明らかになっています。上流のキナーゼ(*)が順次下流のキナーゼをリン酸化(*)し、最終的に遺伝子転写因子(*)をリン酸化して種々の生物学的変化を引き起こします。種々の疾患 (癌や炎症性疾患等) の発症や進展に関与することが知られています。

* Mobility Shift Assay法

Mobility Shift Assay法とは、一般的に、タンパク質や核酸を短時間にゲルやカラム中で電気泳動し、その分子量や電荷の違いによって移動度が異なることを利用して分離する方法です。キナーゼ(*)活性の測定では、キナーゼによりリン酸化(*)された基質(*)は、リン酸化されていない基質に比べてリン酸基の分だけ電荷がマイナス (陰性) に変化します。この変化を電気泳動の原理で分離して、リン酸化(*)の程度を定量します。この方法を利用して、分離を短時間に高感度で行えるようにしたのがキャリパーライフサイエンス社のLabChip3000です。当社グループではこの測定機を用いて多くのキナーゼ(*)の活性を測定することができます。

* SBDD (ストラクチャー・ベース・ドラッグデザイン)

SBDDとは、X線結晶構造解析(*)により明らかにされた薬物標的タンパク質の立体構造情報に基づいて行われる論理的創薬手法です。SBDD創薬は1980年代後半から、薬剤開発研究の現場において急速に定着してきており、抗HIV薬Ritonavir®(プロテアーゼ阻害剤)、慢性骨髄性白血病治療薬Gleevec®(Bcr-Ablキナーゼ阻害薬)などの医薬品の短期開発に大きく寄与しています。

* TR-FRET (Time-Resolved Fluorescence Resonance Energy Transfer)法

TR-FRET法は、時間分解蛍光(Time-Resolved Fluorescence)と蛍光共鳴エネルギー転移(Fluorescence Resonance Energy Transfer)とを組み合わせたタンパク質同士の相互作用を測定する方法のことをいいます。ユーロピウムに代表されるランタニドは蛍光寿命が非常に長い蛍光物質で、通常の蛍光が消失した後でも蛍光強度を測定することができます。この特長を利用したランタニドキレートによる時間分解蛍光測定では、化合物(*)やタンパク質の蛍光が消光した後に測定を開始します。その結果、バックグラウンドの影響を最小限に抑えた高感度蛍光測定ができます。蛍光共鳴エネルギー転移とはドナーとアクセプターと呼ばれる2種類の蛍光物質が100オングストローム以内に近づいたときに、ドナーが発した光エネルギーをアクセプターが吸収するという現象です。このときドナーの蛍光波長がアクセプターの励起波長に近ければ、ドナーからの光エネルギーを利用してアクセプターが蛍光を発します。すなわちドナーの励起波長で励起し、アクセプターの蛍光波長を測定することでドナーとアクセプターが近接した状態にあるかどうか判定できます。この二つの原理を組み合わせ、高感度(低バックグラウンド)で二つの物質間の近接状態を測定するテクノロジーがTR-FRET法です。キナーゼ(*)活性測定への応用例として、ドナーにユーロピウムを結合させたリン酸化(*)した基質(*)のみに親和性を持つ抗体を、アクセプターにアロフィコシアニンという色素タンパク質を結合させた基質を用いることで基質のリン酸化の程度を測定することができます。

* X線結晶構造解析

タンパク質は、20種類のアミノ酸がひものように繋がってできています。タンパク質がその機能を発揮するためには、このひものが正しく折りたたまれて立体的な形が作られる必要があります。従って、生命のしくみを正しく理解するには分子レベルの立体構造解析が必要となります。X線結晶構造解析はタンパク質を結晶化させ、それにX線を照射してその立体構造を明らかにする技術であり、生命現象解明や論理的創薬に貢献しています。

* アッセイ

アッセイとは、測定実験の総称です。ここでは被験化合物がターゲットのキナーゼ(*)の働きをどの程度抑えるのか調べることを指します。

* アノテーション

アノテーションとは、あるデータに対して関連する情報を注釈として付加するという意味です。アノテーション付化合物(*)ライブラリーは、ライブラリー本来の化合物に関する情報にさらにキナーゼ(*)阻害活性情報を付加したものです。

* 遺伝子クローニング

遺伝子とは、親から子に伝わることによって遺伝形質を発現させる本体で、細胞の核内に存在する核酸(デオキシリボ核酸; DNA)のことです。クローニングとは特定の遺伝子を遺伝子工学的手法によって分離し、増やすことです。

* 遺伝子転写因子

遺伝子転写因子とは、DNAに結合するタンパク質で、発現遺伝子周辺の特定の塩基配列に結合して遺伝子の転写(遺伝子DNAの情報をRNAに写すこと。RNAの情報を基にタンパク質が作られる。)を調節しているタンパク質です。

* 化合物

化合物とは、2種類以上の元素からできている物質のことですが、医薬品の研究・開発における化合物とは一般的に炭素原子で主に構成される低分子有機化合物のことを指します。さらに最近では、生物材料を起源とするバイオ医薬品との対比として、化合物で構成される医薬品のことを低分子化合物医薬品といいます。

創薬研究(*)の成果として生み出される新薬候補化合物（将来、医薬品として承認される可能性を有する化合物）を動物に投与して薬効と安全性とが確認されたものを臨床候補化合物もしくは開発候補化合物と呼び、臨床試験に供することができます。臨床試験でその効果、安全性及び有用性が確認されれば、医薬品として承認されることになります。

* 基質

基質とは、酵素によって作用を受ける化合物(*)や分子のことです。ここでは、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)を受けるタンパク質やペプチドなどを指します。

* キナーゼ／キナーゼタンパク質

キナーゼとは、基質(*)にリン酸基を転移してリン酸化(*)物を生じさせる酵素（タンパク質性触媒）の総称であり、その中でも基質となるタンパク質にATP(*)リン酸基（＝アデノシン3リン酸の末端のリン酸基）を転移する酵素を「タンパク質キナーゼ（Protein Kinase）」と呼んでいます。

このタンパク質キナーゼの分類としては、タンパク質を構成しているアミノ酸であるセリン/スレオニンの水酸基にリン酸を転移させるセリン-スレオニンキナーゼ、チロシンの水酸基にリン酸を転移させるチロシンキナーゼがあります。他方、基質となる脂質にATP(*)リン酸基を転移する酵素としてリピッド（脂質）キナーゼがあります。

また、キナーゼには、活性型と非活性型とがあり、非活性型のキナーゼを特に非活性キナーゼと呼んでいます。また、これらキナーゼを構成するタンパク質のアミノ酸の一部が他のアミノ酸と置換したり、欠失したりしたキナーゼをミュータントキナーゼ（変異キナーゼ）といいます。ミュータントキナーゼのなかで、キナーゼ活性を有しているものを活性ミュータントキナーゼといい、活性を有していないものを非活性ミュータントキナーゼといいます。

当社グループでは、キナーゼ自体がタンパク質性触媒であることから、「キナーゼタンパク質」と呼称し、製造・販売しています。

* キナーゼ阻害薬

キナーゼ阻害薬とは、キナーゼ(*)に結合して酵素活性を抑制する薬剤のことです。Gleevec®、Tarceva® Nexavar®などが例として挙げられます。

* キナーゼパネル

ヒトのキナーゼ(*)は、遺伝子解析から518種類が存在すると推察されており、これらの多くのキナーゼを一定の基準で集めた集団をキナーゼパネルと呼びます。

* 共結晶

共結晶とは、タンパク質とそのタンパク質に結合する化合物(*)を混合して、両者の複合体を結晶化することです。この構造解析をすることにより、タンパク質と化合物(*)の結合様式に関する情報を得ることができるため、SBDD(*)に利用されています。

* 蛍光偏光

蛍光発色団をもった分子に偏光励起光をあてると、分子の運動に依存して蛍光の偏光性に違いが生じます。分子量が大きいほど分子の運動はゆっくりであるため、蛍光の偏光性が保存されることになります。例えばFITCラベル(*)したり

ン酸化ペプチド(*)がIMAP™ビーズと結合する場合では見かけ上の分子量が大きく変化します。その結果、蛍光の偏光性に変化が生じるため、偏光性を測定することで、リン酸化ペプチド(*)の量を測定することができます。

* スクリーニング

スクリーニングとは、多くの評価対象物の中から特定の性質を有するものだけを選び出すことを指します。医薬品開発の領域においては、多くの化合物(*)や微生物生産物などの中から必要な活性や性質を有するものを選び出す作業を指します。

* 創薬研究

創薬研究とは、創薬ターゲットの同定、リード化合物(*)の創出、リード化合物の最適化(*)、薬理試験、ADME試験(薬物動態試験)、毒性試験などの新薬の創製研究の過程で行なわれる研究のことです。

* ハイスループットスクリーニング (HTS)

ハイスループットとは、高効率という意味で、医薬品開発、特に化合物(*)スクリーニング(*)の領域ではハイスループットスクリーニングという形で多く用いられます。文字通り高効率でスクリーニング(*)を行うことで、これを実施するためには、ホモジニアスなアッセイ(*)プラットフォーム(*)とロボットを組み合わせた自動化システムが理想的です。さらに高速・大量処理の結果生じる大量のデータを処理できるコンピュータシステムも必要となります。

* バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは、複雑な生命や細胞の変化を情報の流れとして扱い、集積された情報の解析手段を用いて生命現象を解析する生物研究分野です。生物情報学ともよばれその研究内容は多岐にわたり、殆どの生物現象や分子情報が研究対象になります。

特に遺伝子の配列情報やそこから解析されるアミノ酸配列情報、さらにはタンパク質立体構造情報などが研究されています。

* バイオレイヤー干渉法 (BLI)

センサーチップ表面に固定された生体分子(例えばビオチン化キナーゼ)の層(レイヤー)に白色光を投射したとき、生体分子のレイヤーと内部の参照となるレイヤーの二つの表面から白色光が反射され、白色光の干渉波が生じます。測定試料中の分子(例えばキナーゼ阻害薬*)がセンサーチップ表面の生体分子に結合することにより、センサー先端のレイヤーの厚みが増加し、干渉波に波長シフトが生じます。この波長シフトの変化を利用して、センサーチップ表面に固定された生体分子に結合する分子数の定量及び速度論的解析がリアルタイムで可能となります。測定試料中の非結合分子、もしくは試料の屈折率変化や流速変化が干渉波に一切影響を及ぼさないことが、バイオレイヤー干渉法固有の特徴であり、キナーゼ(*)をはじめとするタンパク質など様々な生体分子間の相互作用解析にこの原理が利用されています。

* ヒット化合物

ヒット化合物とは、創薬研究(*)における初期段階で実施したハイスループットスクリーニング (HTS) (*)で、予め決めておいた一定の基準をクリアした化合物(*)群のことを指します。製薬企業ではこうしたHTS(*)に用いる専用の化合物(*)ライブラリー(数万～数百万種類の化合物集)を有していることが多く、通常はこの化合物ライブラリーから数十から数百のヒット化合物が生まれてきます。

* 表面プラズモン共鳴 (SPR)

金属のように自由に動き回ることのできる電子を持つ物質表面では、電子の集団振動（プラズモン）を起こすことができますが、物質表面の電子の集団振動を特に表面プラズモンと呼びます。一般に金属内でプラズモンは光と相互作用を起こしませんが、金属表面ではその特殊性から光と相互作用を起こさせることができ、ある一定角度（共鳴角という）でレーザー光を入射することで表面プラズモンを励起させることができます。この現象を表面プラズモン共鳴といいます。

センサーチップ表面に生体分子（例えばビオチン化キナーゼ）を固定し、これに相互作用を評価したい物質（例えばキナーゼ阻害薬(*)）が結合すると、固定化されている生体分子の質量が増加し、センサーチップ表面の屈折率が変化します。この屈折率の変化により共鳴角が変化する原理を利用して、センサーチップ表面に固定された生体分子と相互作用する物質の反応・結合量の測定及び速度論的解析がリアルタイムで可能となります。表面プラズモン共鳴を応用した測定装置は、キナーゼ(*)をはじめとするタンパク質や核酸など様々な生体分子間の相互作用解析に利用されています。

* プラットフォーム (Mobility Shift Assay法(*), TR-FRET法(*), IMAP™法(*))等

アッセイ(*)を行う方法が、種々開発されています。このアッセイ(*)を行う方法のことをプラットフォームと呼びます。

キナーゼ(*)のアッセイ(*)においては、リン酸化(*)された基質(*)の量を測定する方法として種々の原理に基づいた方法が開発されています。古くは放射性同位体(*)を用いた方法や酵素免疫反応に基づくELISA法(*)などが用いられており、最近では時間分解蛍光共鳴エネルギー転移による方法、蛍光偏光(*)測定による方法、キャピラリー電気泳動による方法などが汎用されるようになってきています。

* プロテオミクス

プロテオミクスとは、タンパク質を意味するプロテインと、遺伝子を網羅的に研究することのゲノミクスとをあわせて作られた造語で、タンパク質科学を系統的・包括的にとらえようとする研究領域で、細胞や組織に発現しているタンパク質の動態を迅速に把握して、それらタンパク質の相互作用の実態を解析する研究領域です。

* プロファイリング

医薬品開発の領域で用いられるプロファイリングとは、医薬品候補化合物が種々の生体内物質や生体内反応に及ぼす影響をできる限り網羅的に調べ、明らかにすることです。これを行うことで医薬品候補化合物の副作用を予見できる場合があります。

* 分子標的治療薬

分子標的治療薬とは、病気の原因となる特定の分子に対して、その分子の機能が抑制されるような薬（低分子化合物や抗体等）のことです。一般的に、疾患の原因物質に対して選択的に効果を発揮することから副作用が少ないと考えられています。キナーゼ阻害薬(*)のGleevec®やモノクローナル抗体(*)のHerceptin®が例として挙げられます。

* 放射性同位体 (RI)

放射性同位体 (Radio Isotope) とは、同位体のうち不安定で放射線を出して崩壊するものの総称です。同位体は、原子番号が同じでも中性子数の違いにより性質が異なるものを指します。

* ホモジニアスアッセイ

通常のアッセイ(*)では試薬を加えた後、洗浄操作や濾過操作を必要としますがこのような複雑な手順を要するアッセイ系はハイスループットスクリーニング(*)に応用できません。そこで作り出されたのがホモジニアスアッセイで一つの反応容器内で完結するタイプのアッセイ(*)です。一つの試験管内に複数の試薬を添加して反応させた後、反応の結果生じたシグナルをその試験管を直接用いて測定するような方法のことを指します。

* モノクローナル抗体

モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体（免疫グロブリン）をいいます。通常の抗体はポリクローナル抗体と呼ばれ、抗原で免疫した動物の血清から作製するために、いろいろな抗体分子種の混合物となります。しかしながら、モノクローナル抗体は単一の抗体産生細胞から産生されるため、免疫グロブリン分子種自体が一種類となります。モノクローナル抗体を作製するためには、通常、抗体産生細胞を骨髄腫細胞と細胞融合させることで自律増殖能を持ったハイブリドーマを作成し、目的の特異性をもった抗体を産生している抗体産生細胞のクローンのみを選びます。この細胞を培養し、分泌する抗体を精製してモノクローナル抗体を作製します。

* リコンビナントタンパク質

リコンビナントタンパク質とは、遺伝子組み換え技術によって人工的に作製されたタンパク質のことをいいます。通常、大腸菌や動物又は昆虫の細胞株の遺伝子を組み換えてタンパク質を作らせます。そのため、自然界に微量しかないタンパク質でも大量に作り出すことができます。

* リード化合物

ハイスループットスクリーニング(*)で見出されたヒット化合物(*)群の中でも、その後、構造修飾をすることによって、医薬品になる可能性を有する化合物(*)群を特にリード候補化合物群と呼びます。このリード候補化合物は、医薬品として望まれる性質を有するかどうか、あるいはその後、化学構造を変換する余地が有るか否かなどを評価する様々な試験を実施して、通常2, 3化合物に絞り込まれます。こうして選択された化合物(*)は、次のステップ（最適化）での中心化合物になるので、リード化合物と呼ばれます。

* リード化合物の最適化

様々な評価を経て選択されたリード化合物(*)は、分子構造の「最適化」と呼ばれる研究段階に送られます。最適化研究では、目的とする生物活性（キナーゼ阻害剤の場合はキナーゼ(*))に対する阻害活性を指標とする場合が多い)に近づくようにリード化合物(*)の化学構造の変換を行います。このとき、医薬品として求められる特性（経口吸収性、体内動態、毒性など）も同時に評価し、これらの情報も総合的に判断して最終的に人での臨床試験に進める化合物を選択します。こうして最適化された化合物(*)は、臨床候補化合物又は医薬品候補化合物と呼ばれます。

* リン酸化

リン酸化とは、アミノ酸であるチロシン、セリン、スレオニンのOH基（水酸基）にATP(*)のリン酸基を付加することです。

* リン酸化ペプチド

リン酸化ペプチドとは、ペプチド内のOH基（水酸基）にリン酸が結合した状態のペプチドのことです。なお、ペプチドとは、アミノ酸が複数個つながったものです。

* 励起波長

蛍光物質が特定波長の光（励起光）を吸収し、それにより励起された状態（励起状態）から元の状態（基底状態）に戻る際に光（蛍光）としてエネルギーを放出します。この励起状態にする特定の光の波長が励起波長です。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)及び前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び専門誌の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,290,716	※1 943,176
売掛金	127,104	54,908
有価証券	200,000	300,000
商品及び製品	74,918	102,926
仕掛品	15,566	8,247
原材料及び貯蔵品	12,707	8,826
その他	39,382	38,384
貸倒引当金	△32	△16
流動資産合計	1,760,363	1,456,453
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	19,382	15,645
機械装置及び運搬具（純額）	896	573
工具、器具及び備品（純額）	94,774	50,557
リース資産（純額）	140	—
有形固定資産合計	※2 115,193	※2 66,775
無形固定資産	26,957	20,253
投資その他の資産		
投資有価証券	115,267	85,816
その他	26,128	26,896
投資その他の資産合計	141,395	112,713
固定資産合計	283,546	199,743
資産合計	2,043,910	1,656,196

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2	—
1年内返済予定の長期借入金	7,992	※1 57,792
未払金	88,663	33,806
未払法人税等	5,619	5,357
その他	66,541	64,705
流動負債合計	168,818	161,661
固定負債		
長期借入金	70,010	※1 129,068
繰延税金負債	3,817	—
固定負債合計	73,827	129,068
負債合計	242,645	290,729
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,632	2,125,632
資本剰余金	673,100	673,100
利益剰余金	△998,266	△1,395,374
株主資本合計	1,800,465	1,403,357
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,578	△30,277
為替換算調整勘定	△4,779	△7,613
評価・換算差額等合計	798	△37,890
純資産合計	1,801,264	1,365,466
負債純資産合計	2,043,910	1,656,196

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	687,013	571,800
売上原価	215,768	201,832
売上総利益	471,244	369,967
販売費及び一般管理費	※1 815,523	※1 768,153
営業損失(△)	△344,278	△398,185
営業外収益		
受取利息	3,633	1,003
有価証券売却益	1,074	—
補助金収入	—	33,152
その他	1,044	789
営業外収益合計	5,751	34,946
営業外費用		
支払利息	300	2,798
株式交付費	8,563	—
為替差損	2,323	3,680
その他	77	307
営業外費用合計	11,264	6,786
経常損失(△)	△349,791	△370,026
特別利益		
受取補償金	43,744	—
特別利益合計	43,744	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 22	—
減損損失	※3 6,983	※3 24,737
特別損失合計	7,006	24,737
税金等調整前当期純損失(△)	△313,053	△394,763
法人税、住民税及び事業税	2,344	2,344
法人税等合計	2,344	2,344
当期純損失(△)	△315,397	△397,107

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,964,570	2,125,632
当期変動額		
新株の発行	161,062	—
当期変動額合計	161,062	—
当期末残高	2,125,632	2,125,632
資本剰余金		
前期末残高	513,787	673,100
当期変動額		
新株の発行	159,312	—
当期変動額合計	159,312	—
当期末残高	673,100	673,100
利益剰余金		
前期末残高	△682,869	△998,266
当期変動額		
当期純損失 (△)	△315,397	△397,107
当期変動額合計	△315,397	△397,107
当期末残高	△998,266	△1,395,374
株主資本合計		
前期末残高	1,795,488	1,800,465
当期変動額		
新株の発行	320,374	—
当期純損失 (△)	△315,397	△397,107
当期変動額合計	4,977	△397,107
当期末残高	1,800,465	1,403,357
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,110	5,578
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	6,688	△35,856
当期変動額合計	6,688	△35,856
当期末残高	5,578	△30,277
為替換算調整勘定		
前期末残高	△5,183	△4,779
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	403	△2,833
当期変動額合計	403	△2,833
当期末残高	△4,779	△7,613
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△6,293	798
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,091	△38,689
当期変動額合計	7,091	△38,689
当期末残高	798	△37,890

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,789,195	1,801,264
当期変動額		
新株の発行	320,374	—
当期純損失(△)	△315,397	△397,107
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,091	△38,689
当期変動額合計	12,068	△435,797
当期末残高	1,801,264	1,365,466

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△313,053	△394,763
減価償却費	102,532	61,808
減損損失	6,983	24,737
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△467	△15
受取利息	△3,633	△1,003
支払利息	300	2,798
有価証券売却損益 (△は益)	△1,074	—
受取補償金	△43,744	—
固定資産除却損	22	—
株式交付費	8,563	—
補助金収入	—	△33,152
売上債権の増減額 (△は増加)	△91,184	70,685
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△34,127	△17,329
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,819	△2
未払金の増減額 (△は減少)	△49,586	△54,676
前受金の増減額 (△は減少)	△59,728	—
その他	14,477	24,899
小計	△465,537	△316,014
利息の受取額	3,203	1,012
利息の支払額	△356	△2,970
補償金の受取額	43,744	—
補助金の受取額	—	9,905
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△657	△1,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	△419,603	△309,950
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△200,000	—
有価証券の売却による収入	201,074	—
有形固定資産の取得による支出	△13,976	△30,651
無形固定資産の取得による支出	△8,160	△869
投資有価証券の取得による支出	—	△9,995
差入保証金の差入による支出	—	△3,737
差入保証金の回収による収入	6,049	—
定期預金の預入による支出	△115,521	—
定期預金の払戻による収入	214,399	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,864	△45,254

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	80,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△1,998	△41,142
株式の発行による収入	314,822	—
担保に供した預金の増減額（△は増加）	—	△70,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	392,824	38,858
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,498	△1,193
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	58,583	△317,539
現金及び現金同等物の期首残高	1,432,132	1,490,716
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,490,716	※ 1,173,176

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 1月 1 日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 1 社 連結子会社の名称 CarnaBio USA, Inc.	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 1 社 連結子会社の名称 CarnaBio USA, Inc.
2 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
3 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 i) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） ii) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（外貨建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法 ②たな卸資産 製品及び仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号（平成18年7月5日 企業会計基準委員会））を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 _____ その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 製品及び仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

項目	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産(リース資産を除く)定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～15年 機械装置及び運搬具 2～11年 工具、器具及び備品 2～15年 ②無形固定資産(リース資産を除く)定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産(リース資産を除く) 同左 ②無形固定資産(リース資産を除く) 同左 ③リース資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左 (4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	(5) その他連結財務諸表の作成のための重要な事項 ①繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 ②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(5) その他連結財務諸表の作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を当連結会計年度より適用し、通常の売買取引による会計処理によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては、期首に前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。 これによる損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。	—————

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(連結貸借対照表関係) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ48,921千円、7,613千円、12,409千円であります。 —————	(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「前受金の増減額(△は減少)」(当連結会計年度292千円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)										
1 —————	※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>定期預金</td><td>70,000千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>70,000千円</td></tr> </table> 担保付債務は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td><td>49,800千円</td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>67,050千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>116,850千円</td></tr> </table>	定期預金	70,000千円	計	70,000千円	1年内返済予定の長期借入金	49,800千円	長期借入金	67,050千円	計	116,850千円
定期預金	70,000千円										
計	70,000千円										
1年内返済予定の長期借入金	49,800千円										
長期借入金	67,050千円										
計	116,850千円										
※2 有形固定資産の減価償却累計額 427,430千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	※2 有形固定資産の減価償却累計額 492,271千円 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。										

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)			当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 88,425千円 給料手当 106,441千円 支払手数料 97,140千円 研究開発費 391,399千円 なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。			※1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員報酬 76,625千円 給料手当 121,395千円 支払手数料 87,619千円 研究開発費 349,680千円 なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。		
※2 固定資産除却損の内訳 工具、器具及び備品 22千円			2 _____		
※3 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			※3 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		
場所	用途	種類	場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物及び構築物 工具、器具及び備品 ソフトウェア	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物及び構築物 工具、器具及び備品 無形固定資産(ソフトウェア)
当社グループは、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額6,983千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物及び構築物1,806千円、工具、器具及び備品5,144千円、ソフトウェア33千円であります。			当社グループは、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額24,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物及び構築物3,947千円、工具、器具及び備品20,531千円、無形固定資産(ソフトウェア)258千円であります。		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	53,270	5,440	—	58,710

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

平成21年10月13日 新株予約権行使による新株発行 35株

平成21年12月2日 公募増資による新株発行 5,000株

平成21年12月25日 第三者割当増資による新株発行 405株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	新株予約権としてのストック・オプション	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 上記の内容については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58,710	—	—	58,710

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 上記の内容については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 現金及び預金 1,290,716千円 有価証券 200,000千円 現金及び現金同等物 1,490,716千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 現金及び預金 943,176千円 有価証券 300,000千円 計 1,243,176千円 担保に供している定期預金 △70,000千円 現金及び現金同等物 1,173,176千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 有形固定資産 主として、研究開発に使用する分析装置(工具、 器具及び備品)であります。 ②リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「3.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価 償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであり ます。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 該当事項はありません。 ②リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期で安全性の高い金融商品等に限定しております。また、資金調達として銀行借入を行っております。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理等によりリスク低減を図っております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、短期に入金予定であるため、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

有価証券は短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、四半期ごとに時価の把握を行っております。

未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、短期の支払期日となっております。また、外貨建て未払金は為替の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日となっているため、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、主に固定金利で借入を行うことにより、支払利息の固定化を実施しております。また、借入金の返済日は、最長で決算日後9年であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	943,176	943,176	—
(2)売掛金	54,908		
貸倒引当金	△16		
	54,891	54,891	—
(3)有価証券	300,000	300,000	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	85,816	85,816	—
資産計	1,383,884	1,383,884	—
(5)未払金	33,806	33,806	—
(6)未払法人税等	5,357	5,357	—
(7)長期借入金(*)	186,860	187,292	432
負債計	226,024	226,456	432

(*) 1年内返済予定の長期借入金57,792千円を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 有価証券(譲渡性預金)

これらの時価については、これらが短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託受益証券は基準価額によっております。

(5) 未払金、並びに(6) 未払法人税等

これらの時価については、これらが短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	943,176	—	—	—
売掛金	54,908	—	—	—
有価証券 譲渡性預金	300,000	—	—	—
合計	1,298,084	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	105,871	115,267	9,395
合計		105,871	115,267	9,395

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
201,074	1,074	—

3. 時価評価されていない有価証券(平成21年12月31日)

その他有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
譲渡性預金	200,000
合計	200,000

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の連結決算日後における償還予定額
(平成21年12月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
その他 譲渡性預金	200,000	—	—	—
合計	200,000	—	—	—

当連結会計年度

1. その他有価証券(平成22年12月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	75,621	105,871	△30,250
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	310,195	310,222	△27
	小計	385,816	416,094	△30,277
合計		385,816	416,094	△30,277

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

(1)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②
付与対象者の区分及び数	社外協力者 3 名 (注) 1	取締役 6 名 従業員 17 名 (注) 5	監査役 1 名 社外協力者 2 名
ストック・オプションの数	普通株式60株 (注) 2	普通株式300株	普通株式105株
付与日	平成15年 9 月12日	平成16年 6 月21日	平成16年 6 月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成15年 9 月12日 至 平成25年 9 月 8 日	自 平成18年 6 月21日 至 平成26年 6 月14日	至 平成16年 6 月21日 自 平成26年 6 月14日
権利行使価格	4,955円 (注) 3、4	49,538円 (注) 4	49,538円 (注) 4

(注) 1. 付与対象者である当社外協力者 1 名は、その後、当社社外取締役に就任しております。（平成20年 5 月20 日に退任）

2. 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4. 平成21年12月 2 日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

5. 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回
付与対象者の区分及び数	従業員 6名 (注) 1	社外協力者 8名	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 150株	普通株式 160株	普通株式 60株
付与日	平成16年10月 1 日	平成16年10月 1 日	平成17年 1 月25日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日	自 平成16年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日	自 平成19年 1 月25日 至 平成27年 1 月24日
権利行使価格	49,538円（注）2	49,538円（注）2	99,075円（注）2

（注） 1. 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 平成21年12月 2 日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回
付与対象者の区分及び数	従業員 5名	従業員 8名	従業員 2名 (注) 3
ストック・オプションの数	普通株式 100株	普通株式 180株	普通株式 190株
付与日	平成17年4月1日	平成18年4月3日	平成18年7月18日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1

- (注) 1. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。
2. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。
3. 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。（平成20年5月20日に退任）

	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名 (注) 2
ストック・オプションの数	普通株式 40株	普通株式 50株	普通株式 980株
付与日	平成18年10月16日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	99,075円（注）1	99,075円（注）1	99,075円（注）1

（注） 1. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

2. 付与対象者である取締役1名は、平成20年5月20日に退任しております。

	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名 従業員 4名 (注) 1
ストック・オプションの数	普通株式 390株
付与日	平成19年 7月17日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年 7月17日 至 平成29年 3月29日
権利行使価格	99,075円 (注) 2

(注) 1. 付与対象者である取締役は、平成21年 6月19日に退任しております。

2. 平成21年12月 2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ア．ストックオプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	30	210	105	90
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	35	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	30	175	105	90

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	140	60	80	180
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	140	60	80	180

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	50	980
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	50	—
未確定残	—	—	—	980
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	190	40	—	—
権利確定	—	—	50	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	190	40	50	—

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)	
前連結会計年度末 付与	390
失効・消却	—
権利確定	—
未確定残	390
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効・消却	—
未行使残	—

b. 単価情報

(単位：円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利行使価格	4,955	49,538	49,538	49,538
行使時平均株価	—	79,562	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利行使価格	49,538	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利行使価格	99,075	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	99,075
行使時平均株価	—
公正な評価単価 (付与日)	—

(注) 当連結会計年度中に実施した時価を下回る価格での新株発行の結果、権利行使価格の調整を行っております。

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|------------------------------|------|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | — 千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | — 千円 |

当連結会計年度（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日）

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	平成15年 Stock・オプション 第1回②	平成16年 Stock・オプション 第2回①	平成16年 Stock・オプション 第2回②
付与対象者の区分及び数	社外協力者 3名 (注) 1	取締役 6名 従業員 17名 (注) 5	監査役 1名 社外協力者 2名
Stock・オプションの数	普通株式60株 (注) 2	普通株式300株	普通株式105株
付与日	平成15年 9月12日	平成16年 6月21日	平成16年 6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成15年 9月12日 至 平成25年 9月 8日	自 平成18年 6月21日 至 平成26年 6月14日	至 平成16年 6月21日 自 平成26年 6月14日
権利行使価格	4,955円 (注) 3、4	49,538円 (注) 4	49,538円 (注) 4

(注) 1. 付与対象者である当社外協力者 1 名は、その後、当社社外取締役に就任しております。（平成20年 5 月20日に退任）

2. 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4. 平成21年12月 2 日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

5. 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。また、付与対象者である当社取締役 1 名は、平成22年 3 月24日に退任しております。

	平成16年 ストック・オプション 第3回①	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回
付与対象者の区分及び数	従業員 6名 (注) 1	社外協力者 8名	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 150株	普通株式 160株	普通株式 60株
付与日	平成16年10月 1 日	平成16年10月 1 日	平成17年 1 月25日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日	自 平成16年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日	自 平成19年 1 月25日 至 平成27年 1 月24日
権利行使価格	49,538円（注）2	49,538円（注）2	99,075円（注）2

（注） 1. 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 平成21年12月 2 日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回
付与対象者の区分及び数	従業員 5名	従業員 8名	従業員 2名 (注) 3
ストック・オプションの数	普通株式 100株	普通株式 180株	普通株式 190株
付与日	平成17年4月1日	平成18年4月3日	平成18年7月18日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1	99,075円 (注) 1

- (注) 1. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。
2. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。
3. 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。（平成20年5月20日に退任）

	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名 (注) 2
ストック・オプションの数	普通株式 40株	普通株式 50株	普通株式 980株
付与日	平成18年10月16日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	99,075円（注）1	99,075円（注）1	99,075円（注）1

（注） 1. 平成21年12月2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

2. 付与対象者である取締役1名は、平成20年5月20日に退任しております。

	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名 従業員 4名 (注) 1
ストック・オプションの数	普通株式 390株
付与日	平成19年 7月17日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年 7月17日 至 平成29年 3月29日
権利行使価格	99,075円 (注) 2

(注) 1. 付与対象者である取締役は、平成21年 6月19日に退任しております。

2. 平成21年12月 2日付の新株発行（公募増資）及び平成21年12月25日付の新株発行（第三者割当増資）による権利行使価格の調整を行っております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. スtockオプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	30	175	105	90
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	30	175	105	90

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	140	60	80	180
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	140	60	80	180

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	—	—	—	980
失効・消却	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	980
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	190	40	50	—
権利確定	—	—	—	980
権利行使	—	—	—	—
失効・消却	—	—	—	—
未行使残	190	40	50	980

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)	
前連結会計年度末 付与	390 —
失効・消却	—
権利確定	390
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	390
権利行使	—
失効・消却	—
未行使残	390

b. 単価情報

(単位：円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回②	平成16年 ストック・オプション 第2回①	平成16年 ストック・オプション 第2回②	平成16年 ストック・オプション 第3回①
権利行使価格	4,955	49,538	49,538	49,538
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回②	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利行使価格	49,538	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成18年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利行使価格	99,075	99,075	99,075	99,075
行使時平均株価	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日)	—	—	—	—

(単位：円)

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	99,075
行使時平均株価	—
公正な評価単価 (付与日)	—

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) スtock・オプションの本源的价值により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的价值の合計額及び権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的价值の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的价值の合計額 — 千円
 ②当連結会計年度において権利行使された本源的价值の合計額 — 千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 研究開発費損金算入超過額 4,543千円 減損損失 28,956 繰越欠損金 927,550 未払事業税 1,330 その他 840 繰延税金資産小計 963,221 評価性引当額 △ 963,221 繰延税金資産合計 — (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 3,817 繰延税金負債合計 3,817 差引：繰延税金負債の純額 3,817	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 研究開発費損金算入超過額 4,543千円 減損損失 27,909 繰越欠損金 1,079,808 未払事業税 1,193 その他 3,121 繰延税金資産小計 1,116,576 評価性引当額 △1,116,576 繰延税金資産合計 —
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
外部顧客に対する売上高	560,763	126,250	687,013	—	687,013
計	560,763	126,250	687,013	—	687,013
営業費用	520,000	511,291	1,031,291	—	1,031,291
営業利益又は営業損失(△)	40,762	△385,041	△344,278	—	△344,278
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	311,562	84,397	395,960	1,647,950	2,043,910
減価償却費	82,219	20,313	102,532	—	102,532
減損損失	—	6,983	6,983	—	6,983
資本的支出	19,278	12,596	31,874	—	31,874

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分の主な製品又は事業の内容

(1) 創薬支援事業・・・キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発
プロファイリング・スクリーニングサービス

(2) 創薬事業・・・キナーゼ阻害薬研究

3. 全ての営業費用は各セグメントに配分されているため配賦不能営業費用はありません。

4. 創薬事業において、6,983千円の減損損失を計上しております。

5. 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産(1,647,950千円)の主なものは親会社での余資運用資産
(現金及び預金、有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
外部顧客に対する売上高	543,890	27,910	571,800	—	571,800
計	543,890	27,910	571,800	—	571,800
営業費用	484,839	485,146	969,985	—	969,985
営業利益又は営業損失（△）	59,050	△457,236	△398,185	—	△398,185
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	265,716	42,563	308,279	1,347,916	1,656,196
減価償却費	46,227	15,580	61,808	—	61,808
減損損失	—	24,737	24,737	—	24,737
資本的支出	3,857	28,312	32,170	—	32,170

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分の主な製品又は事業の内容

(1) 創薬支援事業・・・キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発
プロファイリング・スクリーニングサービス

(2) 創薬事業・・・キナーゼ阻害薬研究

3. 全ての営業費用は各セグメントに配分されているため配賦不能営業費用はありません。

4. 創薬事業において、24,737千円の減損損失を計上しております。

5. 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産（1,347,916千円）の主なものは親会社での余資運用資産（現金及び預金、有価証券）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	525,200	161,813	687,013	—	687,013
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	108,576	—	108,576	(108,576)	—
計	633,776	161,813	795,589	(108,576)	687,013
営業費用	983,894	158,257	1,142,152	(110,860)	1,031,291
営業利益又は営業損失（△）	△350,118	3,555	△346,563	2,284	△344,278
II 資産	376,009	19,950	395,960	1,647,950	2,043,910

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
北米・・・米国
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。
4. 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産(1,647,950千円)の主なものは親会社での余資運用資産（現金及び預金、有価証券）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	434,446	137,353	571,800	—	571,800
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	97,524	—	97,524	(97,524)	—
計	531,970	137,353	669,324	(97,524)	571,800
営業費用	912,881	148,854	1,061,735	(91,750)	969,985
営業損失（△）	△380,911	△11,500	△392,411	(5,774)	△398,185
II 資産	276,816	31,463	308,279	1,347,916	1,656,196

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
北米・・・米国
3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。
4. 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産（1,347,916千円）の主なものは親会社での余資運用資産（現金及び預金、有価証券）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	161,813	73,283	25,203	260,300
II 連結売上高(千円)	—	—	—	687,013
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.6	10.7	3.7	37.9

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・米国、カナダ
 (2) 欧州・・・デンマーク、ベルギー、英国、スペイン
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	137,353	59,294	29,250	225,898
II 連結売上高(千円)	—	—	—	571,800
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.0	10.4	5.1	39.5

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・米国
 (2) 欧州・・・フランス、ドイツ、英国、デンマーク、ベルギー
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	津木憲紘	—	—	当社代表取締役会長	(被所有) 直接1.36	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	78,002	—	—
役員及びその近親者	吉野公一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接3.41	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	78,002	—	—

（注） 1. 上記取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、代表取締役会長津木憲紘及び代表取締役社長吉野公一郎より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	津木憲紘	—	—	—	(被所有) 直接1.36	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	76,670	—	—
役員及びその近親者	吉野公一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接3.41	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	186,860	—	—

（注） 1. 上記取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 債務被保証については、当連結会計年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。

3. 津木憲紘は、平成22年3月24日に当社代表取締役会長を退任し、保証人ではなくなったため、上記取引金額及び議決権等の被所有割合は、当該退任直前の数値を記載しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	30,680円71銭	1株当たり純資産額	23,257円82銭
1株当たり当期純損失金額	5,873円72銭	1株当たり当期純損失金額	6,763円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,801,264	1,365,466
普通株式に係る純資産額(千円)	1,801,264	1,365,466
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	58,710	58,710

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	315,397	397,107
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	315,397	397,107
普通株式の期中平均株式数(株)	53,696	58,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,992	57,792		—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	70,010	129,068	1.79	平成24年～平成31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	78,002	186,860	1.79	—

(注) 1. 「平均利率」については、期中借入金の増減すべてに対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	57,792	25,242	7,992	7,992

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

区分	第1四半期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	第2四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	第3四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第4四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高 (千円)	163,004	160,690	109,223	138,880
税金等調整前四半期純損失 (△) (千円)	△95,001	△61,601	△137,740	△100,420
四半期純損失 (△) (千円)	△95,587	△62,187	△138,326	△101,006
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△1,628円13銭	△1,059円23銭	△2,356円10銭	△1,720円43銭

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,262,560	※1 925,965
売掛金	※2 127,346	※2 63,246
有価証券	200,000	300,000
商品及び製品	74,623	102,195
仕掛品	15,566	8,247
原材料及び貯蔵品	12,707	8,826
前払費用	32,689	28,167
その他	3,216	8,898
貸倒引当金	△32	△16
流動資産合計	1,728,678	1,445,531
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	115,751	121,477
減価償却累計額	※3 △96,369	※3 △105,832
建物附属設備（純額）	19,382	15,645
機械及び装置	19,301	19,301
減価償却累計額	※3 △18,405	※3 △18,727
機械及び装置（純額）	896	573
工具、器具及び備品	392,614	417,416
減価償却累計額	※3 △298,302	※3 △367,088
工具、器具及び備品（純額）	94,312	50,328
リース資産	13,993	—
減価償却累計額	※3 △13,853	—
リース資産（純額）	140	—
有形固定資産合計	114,731	66,546
無形固定資産		
商標権	490	395
ソフトウェア	26,335	19,726
電話加入権	131	131
無形固定資産合計	26,957	20,253
投資その他の資産		
投資有価証券	115,267	85,816
関係会社株式	42,580	42,580
長期前払費用	12,289	9,364
差入保証金	13,453	17,191
投資その他の資産合計	183,590	154,953
固定資産合計	325,279	241,753
資産合計	2,053,957	1,687,285

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2	—
1年内返済予定の長期借入金	7,992	※1 57,792
未払金	※2 87,167	33,429
未払費用	237	319
未払法人税等	5,619	5,282
預り金	66,141	62,014
その他	—	1,830
流動負債合計	167,159	160,667
固定負債		
長期借入金	70,010	※1 129,068
繰延税金負債	3,817	—
固定負債合計	73,827	129,068
負債合計	240,986	289,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,632	2,125,632
資本剰余金		
資本準備金	673,100	673,100
資本剰余金合計	673,100	673,100
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△991,340	△1,370,905
利益剰余金合計	△991,340	△1,370,905
株主資本合計	1,807,392	1,427,826
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,578	△30,277
評価・換算差額等合計	5,578	△30,277
純資産合計	1,812,970	1,397,549
負債純資産合計	2,053,957	1,687,285

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高		
製品売上高	※1 630,276	※1 518,970
商品売上高	3,500	13,000
売上高合計	633,776	531,970
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	48,725	74,623
当期製品製造原価	244,923	225,339
合計	293,649	299,962
他勘定振替高	8,981	9,427
製品期末たな卸高	74,623	102,195
製品売上原価	210,044	188,339
商品売上原価		
商品期首たな卸高	—	—
当期商品仕入高	2,975	10,269
合計	2,975	10,269
商品期末たな卸高	—	—
商品売上原価	2,975	10,269
売上原価合計	213,019	198,609
売上総利益	420,756	333,361
販売費及び一般管理費	※2, ※3 770,874	※2, ※3 714,272
営業損失 (△)	△350,118	△380,911
営業外収益		
受取利息	1,388	445
有価証券利息	2,110	537
有価証券売却益	1,074	—
補助金収入	—	33,152
その他	1,044	789
営業外収益合計	5,617	34,925
営業外費用		
支払利息	300	2,798
株式交付費	8,563	—
為替差損	2,245	3,392
その他	77	307
営業外費用合計	11,187	6,498
経常損失 (△)	△355,688	△352,483

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
特別利益		
受取補償金	43,744	—
特別利益合計	43,744	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 22	—
減損損失	※5 6,983	※5 24,737
特別損失合計	7,006	24,737
税引前当期純損失 (△)	△318,950	△377,221
法人税、住民税及び事業税	2,344	2,344
法人税等合計	2,344	2,344
当期純損失 (△)	△321,294	△379,565

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 2	40,524	15.8	41,193	18.9
II 労務費		76,104	29.7	74,519	34.1
III 経費		139,910	54.5	102,803	47.0
当期総製造費用		256,539	100.0	218,516	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,613		15,566	
合計	※ 3	264,153		234,083	
期末仕掛品たな卸高		15,566		8,247	
他勘定振替高		3,663		496	
当期製品製造原価		244,923		225,339	

(脚注)

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1 原価計算の方法 同左
※ 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 24,653千円 消耗品費 22,897千円 減価償却費 61,130千円 外注費 14,868千円	※ 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 22,203千円 消耗品費 18,369千円 減価償却費 33,341千円 外注費 12,132千円
※ 3 他勘定振替高の主なものは広告宣伝費への振替であります。	※ 3 同左

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,964,570	2,125,632
当期変動額		
新株の発行	161,062	—
当期変動額合計	161,062	—
当期末残高	2,125,632	2,125,632
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	513,787	673,100
当期変動額		
新株の発行	159,312	—
当期変動額合計	159,312	—
当期末残高	673,100	673,100
資本剰余金合計		
前期末残高	513,787	673,100
当期変動額		
新株の発行	159,312	—
当期変動額合計	159,312	—
当期末残高	673,100	673,100
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△670,045	△991,340
当期変動額		
当期純損失 (△)	△321,294	△379,565
当期変動額合計	△321,294	△379,565
当期末残高	△991,340	△1,370,905
利益剰余金合計		
前期末残高	△670,045	△991,340
当期変動額		
当期純損失 (△)	△321,294	△379,565
当期変動額合計	△321,294	△379,565
当期末残高	△991,340	△1,370,905
株主資本合計		
前期末残高	1,808,312	1,807,392
当期変動額		
新株の発行	320,374	—
当期純損失 (△)	△321,294	△379,565
当期変動額合計	△920	△379,565
当期末残高	1,807,392	1,427,826

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,110	5,578
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,688	△35,856
当期変動額合計	6,688	△35,856
当期末残高	5,578	△30,277
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,110	5,578
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,688	△35,856
当期変動額合計	6,688	△35,856
当期末残高	5,578	△30,277
純資産合計		
前期末残高	1,807,202	1,812,970
当期変動額		
新株の発行	320,374	—
当期純損失（△）	△321,294	△379,565
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,688	△35,856
当期変動額合計	5,768	△415,421
当期末残高	1,812,970	1,397,549

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2)子会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(外貨建その他有価証券は、決 算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は評価差額とし て処理しております。また、評価 差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法に より算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法	————— (1)子会社株式 同左 (2)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1)製品及び仕掛品 個別法による原価法(収益性の低 下による簿価切下げの方法) (2)原材料 先入先出法による原価法(収益性 の低下による簿価切下げの方法) (3)貯蔵品 総平均法による原価法(収益性の 低下による簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評 価に関する会計基準」(企業会計 基準第9号(平成18年7月5日 企業会 計基準委員会))を適用し、評価基 準については、原価法から原価法 (収益性の低下による簿価切下げ の方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響は ありません。	(1)製品及び仕掛品 個別法による原価法(収益性の低 下による簿価切下げの方法) (2)原材料 先入先出法による原価法(収益性 の低下による簿価切下げの方法) (3)貯蔵品 総平均法による原価法(収益性の 低下による簿価切下げの方法)

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5～15年 機械及び装置 2～11年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	———
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引による会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のものについては、期首に前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。	—————

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(貸借対照表) 1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用になることに伴い、前事業年度において、「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」に一括掲記しております。また前事業年度において、「製品」として掲記されていたものは、「商品及び製品」と掲記しております。 なお、当事業年度の「原材料及び貯蔵品」に含まれる「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ7,769千円、4,937千円であります。 2 当事業年度から、「未収入金」(当事業年度1,842千円)は、重要性がなくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 (損益計算書) 当事業年度から、「助成金収入」(当事業年度150千円)は、重要性がなくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。	————— —————

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)		当事業年度 (平成22年12月31日)	
1	—————	※ 1	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 70,000千円 計 70,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 49,800千円 長期借入金 67,050千円 計 116,850千円
※ 2	関係会社に対する資産及び負債 売掛金 15,574千円 未払金 3,222千円	※ 2	関係会社に対する資産及び負債 売掛金 19,937千円
※ 3	減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。	※ 3	同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)			当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
※1	関係会社に対する事項		※1	関係会社に対する事項	
	製品売上高	108,576千円		製品売上高	97,524千円
※2	販売費に属する費目の割合は2.1%、一般管理費に属する費用の割合は97.9%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。		※2	販売費に属する費目の割合は3.5%、一般管理費に属する費用の割合は96.5%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
	研究開発費	391,399千円		研究開発費	349,680千円
	役員報酬	88,425千円		役員報酬	76,625千円
	支払手数料	75,918千円		支払手数料	66,303千円
	給料手当	97,383千円		給料手当	107,214千円
	旅費交通費	22,891千円		旅費交通費	22,465千円
	減価償却費	8,361千円		減価償却費	5,911千円
※3	一般管理費に含まれる研究開発費は391,399千円であります。		※3	一般管理費に含まれる研究開発費は349,680千円であります。	
※4	固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。		4		
	工具、器具及び備品	22千円			
※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	
	場所	用途		場所	用途
	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル 創造センター(BMA)	創薬事業		神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル 創造センター(BMA)	創薬事業
		種類			種類
		建物附属設備 工具、器具 及び備品 ソフトウェア			建物附属設備 工具、器具 及び備品 ソフトウェア
当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。			当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。		
創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額6,983千円を減損損失として特別損失に計上しております。			創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額24,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。		
その内訳は、建物附属設備1,806千円、工具、器具及び備品5,144千円、ソフトウェア33千円であります。			その内訳は、建物附属設備3,947千円、工具、器具及び備品20,531千円、ソフトウェア258千円あります。		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、研究開発に使用する分析装置（工具、器具及び備品）であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 該当事項はありません。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年12月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものではありません。

当事業年度(平成22年12月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式42,580千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 研究開発費損金算入超過額 4,543千円 減損損失 28,956 繰越欠損金 926,630 未払事業税 1,330 その他 13 繰延税金資産小計 961,473 評価性引当額 △ 961,473 繰延税金資産合計 — (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 3,817 繰延税金負債合計 3,817 差引：繰延税金負債の純額 3,817 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 研究開発費損金算入超過額 4,543千円 減損損失 27,909 繰越欠損金 1,076,418 未払事業税 1,193 その他 743 繰延税金資産小計 1,110,808 評価性引当額 △1,110,808 繰延税金資産合計 — 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 30,880円10銭	1株当たり純資産額 23,804円28銭
1株当たり当期純損失金額 5,983円55銭	1株当たり当期純損失金額 6,465円09銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,812,970	1,397,549
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,812,970	1,397,549
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	58,710	58,710

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	321,294	379,565
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	321,294	379,565
普通株式の期中平均株式数(株)	53,696	58,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,483個) (新株予約権の目的となる株式の数 2,510株) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	その他 有価証券	クリスタルゲノミクス社	144,300	75,621
計			144,300	75,621

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額(千円)
有価証券	その他 有価証券	(譲渡性預金)		
		株式会社三井住友銀行	—	200,000
		株式会社三菱東京UFJ銀行	—	100,000
		小計	—	300,000
投資有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券)		
		東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド	10,138,850口	10,195
計			—	310,195

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	115,751	5,726	—	121,477	105,832	9,463 (3,947)	15,645
機械及び装置	19,301	—	—	19,301	18,727	322 (—)	573
工具、器具及び備品	392,614	26,056	1,254	417,416	367,088	69,334 (20,531)	50,328
リース資産	13,993	—	13,993	—	—	140 (—)	—
有形固定資産計	541,662	31,782	15,248	558,195	491,649	79,260 (24,478)	66,546
無形固定資産							
商標権	950	—	—	950	554	95	395
ソフトウェア	35,318	387	—	35,706	15,979	6,996 (258)	19,726
電話加入権	131	—	—	131	—	—	131
無形固定資産計	36,399	387	—	36,787	16,533	7,091 (258)	20,253
長期前払費用	12,289	—	—	12,289	2,924	2,924	9,364

(注) 1. 「当期償却額」のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。また、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 細胞イメージアナライザー 21,600千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	32	16	—	32	16

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	256
預金	
普通預金	755,709
定期預金	170,000
預金計	925,709
合計	925,965

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
CarnaBio USA, Inc.	19,937
大鵬薬品工業株式会社	6,712
帝人ファーマ株式会社	5,690
大塚製薬株式会社	4,208
和光純薬工業株式会社	3,752
その他	22,945
計	63,246

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
127,346	548,573	612,673	63,246	90.6	63.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品及び製品

区分	金額(千円)
製品	
研究用試薬(タンパク質)	102,145
評価試験用キット	49
計	102,195

d 仕掛品

区分	金額(千円)
評価試験	441
研究用試薬(タンパク質)	7,806
計	8,247

e 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
試薬	5,606
貯蔵品	
実験用消耗品	3,220
計	8,826

② 負債の部

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社池田泉州銀行 神戸支店	62,018
株式会社山陰合同銀行 明石支店	67,050
計	129,068

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6 月30日 12月31日
1 単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.carnabio.com/japanese/ir/notification.html
株主に対する特典	なし

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第 7 期(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日) 平成22年 3 月25日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年 3 月25日近畿財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書、有価証券報告書の訂正報告書の確認書

事業年度 第 7 期(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日) 平成22年 4 月16日近畿財務局長に提出。

(4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第 8 期第 1 四半期(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日) 平成22年 5 月13日近畿財務局長に提出。

第 8 期第 2 四半期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日) 平成22年 8 月12日近畿財務局長に提出。

第 8 期第 3 四半期(自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日) 平成22年11月15日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3 月19日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 南 方 得 男 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3 月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 南 方 得 男 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 3 月19日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 南 方 得 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 3 月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

寺

田

勝

基

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

南

方

得

男

Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年3月24日
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 公一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長 吉野公一郎は、平成22年12月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続きの概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果をふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社1社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、連結売上高を指標に、概ね2／3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わり金額的重要性の高い勘定科目としての売上高、売掛金、仕入高、買掛金、未払金、棚卸資産、売上原価及び研究開発費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、個別に追加すべき評価範囲の対象として、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務等に係る業務プロセスについても検討対象にいたしました。業務プロセスの評価については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を自己評価並びに内部監査による独立的評価をすることによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長吉野公一郎は、平成22年12月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年3月24日
【会社名】	カルナバイオサイエンス株式会社
【英訳名】	Carna Biosciences, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 公一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 吉野公一郎は、当社の第8期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。